

平成24年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 2 月 第 2 回 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成24年 2 月 28 日 午前10時00分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	1 番 久保田恒憲 2 番 呼子 好
日程第 2	審議期間の決定	18日間 決定
日程第 3	諸般の報告	議長 報告
日程第 4	行政報告	市長 説明
日程第 5	議案第 2 号 壱岐市高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画の策定について	保健環境部長 説明
日程第 6	議案第 3 号 長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務部長 説明
日程第 7	議案第 4 号 壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について	総務部長 説明
日程第 8	議案第 5 号 壱岐市附属機関設置条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第 9	議案第 6 号 壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第10	議案第 7 号 壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第11	議案第 8 号 壱岐市嘱託職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第12	議案第 9 号 壱岐市公民館条例の一部改正について	教育次長 説明
日程第13	議案第10号 壱岐市体育施設条例の一部改正について	教育次長 説明
日程第14	議案第11号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	教育次長 説明
日程第15	議案第12号 壱岐市芦辺浦住民集会所条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第16	議案第13号 壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	市民部長 説明
日程第17	議案第14号 壱岐市介護保険条例の一部改正について	保健環境部長 説明
日程第18	議案第15号 壱岐市芦辺町資源化センター条例の廃止について	保健環境部長 説明

日程第19	議案第16号	壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正について	農林水産部長 説明
日程第20	議案第17号	壱岐市営住宅条例の一部改正について	建設部長 説明
日程第21	議案第18号	壱岐市水道水源保護条例の一部改正について	建設部長 説明
日程第22	議案第19号	壱岐市三島航路船客待合所条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第23	議案第20号	壱岐市消防関係手数料条例の一部改正について	消防長 説明
日程第24	議案第21号	壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	消防長 説明
日程第25	議案第22号	壱岐市設置による勝本町優良牛の保留に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例等の廃止について	総務部長 説明
日程第26	議案第23号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市自動車教習場）	総務部長 説明
日程第27	議案第24号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市高等職業訓練校）	総務部長 説明
日程第28	議案第25号	公の施設の指定管理者の指定について（筒城浜ふれあい広場）	企画振興部長 説明
日程第29	議案第26号	公の施設の指定管理者の指定について（マリナル壱岐）	企画振興部長 説明
日程第30	議案第27号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市シーサイド小水浜）	企画振興部長 説明
日程第31	議案第28号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	農林水産部長 説明
日程第32	議案第29号	八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更について	農林水産部長 説明
日程第33	議案第30号	平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）	総務部長 説明
日程第34	議案第31号	平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	保健環境部長 説明
日程第35	議案第32号	平成23年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	保健環境部長 説明
日程第36	議案第33号	平成23年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	保健環境部長 説明
日程第37	議案第34号	平成23年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	建設部長 説明
日程第38	議案第35号	平成23年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	建設部長 説明
日程第39	議案第36号	平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）	市民部長 説明

日程第40	議案第37号	平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第3号)	総務部長	説明
日程第41	議案第38号	平成23年度壱岐市水道事業会計補正予算(第2号)	建設部長	説明
日程第42	議案第39号	平成24年度壱岐市一般会計予算	総務部長	説明
日程第43	議案第40号	平成24年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	保健環境部長	説明
日程第44	議案第41号	平成24年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	保健環境部長	説明
日程第45	議案第42号	平成24年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	保健環境部長	説明
日程第46	議案第43号	平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	建設部長	説明
日程第47	議案第44号	平成24年度壱岐市下水道事業特別会計予算	建設部長	説明
日程第48	議案第45号	平成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	市民部長	説明
日程第49	議案第46号	平成24年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務部長	説明
日程第50	議案第47号	平成24年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	農林水産部長	説明
日程第51	議案第48号	平成24年度壱岐市病院事業会計予算	病院部長	説明
日程第52	議案第49号	平成24年度壱岐市水道事業会計予算	建設部長	説明

本日の会議に付した事件
(議事日程第1号に同じ)

出席議員(19名)

1番	久保田恒憲君	2番	呼子好君
3番	音嶋正吾君	4番	町田光浩君
5番	小金丸益明君	6番	深見義輝君
7番	町田正一君	8番	今西菊乃君
9番	市山和幸君	10番	田原輝男君
11番	豊坂敏文君	13番	鵜瀬和博君
14番	榊原伸君	15番	久間進君
16番	大久保洪昭君	17番	瀬戸口和幸君

18番 牧永 護君
20番 市山 繁君

19番 中田 恭一君

欠席議員（1名）

12番 中村出征雄君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長兼病院部長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君	総務部長	眞鍋 陽晃君
企画振興部長	浦 哲郎君	市民部長	山内 達君
保健環境部長	山口 壽美君	建設部長	後藤 満雄君
農林水産部長	榊崎 文雄君	教育次長	堤 賢治君
消防本部消防長	松本 力君	総務課長	久間 博喜君
病院管理課長	左野 健治君	会計管理者	宇野木眞智子君
財政課長補佐	西原 辰也君		

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

中村出征雄議員から欠席の届けがっております。

ただいまの出席議員は19名であり、定足数に達しております。これから議事日程表第1号により、2月第2回会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（市山 繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により1番、久保田恒憲議員、2番、呼子好議員を指名いたします。

日程第2．審議期間の決定

議長（市山 繁君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

本定例会の審議期間につきましては、去る2月21日に議会運営委員会が開催され協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。鵜瀬議会運営委員長。

〔議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成24年吉崎市議会定例会2月第2回会議の議事運営について協議のため、去る2月21日議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

審議期間の日程案につきましては、各議員のお手元に配付しておりますが、本日から3月16日までの18日間と申し合わせをいたしました。

本定例会2月第2回会議に提案されます案件は、条例制定2件、条例改正15件、条例の廃止2件、平成23年度補正予算9件、平成24年度予算11件、その他9件の合計48件となっております。

本日は、審議期間の決定、議長の報告、市長の行政報告の後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

2月29日から3月4日まで休会としておりますが、一般質問並びに質疑についての通告をされる方は3月1日の正午までに通告書の提出をお願いします。

3月5日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち平成23年度一般会計補正予算及び平成24年度一般会計予算につきましては、特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

3月6日と7日の2日間で一般質問を行います。質問の順序は受付順のくじにより、番号の若い順とし、質問時間については答弁を含め50分の制限とします。また、質問回数については制限をしないこととします。なお、同一趣旨の質問につきましては、質問者間でぜひ調整をお願いしたいと思います。また、通告書についても、市長の適切な答弁を求める意味からも質問の趣旨を明快に記載されるよう、あえてお願いします。

3月8日、9日及び12日、13日を委員会開催日としております。

3月16日本会議を開催し、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会の審議期間中に条例の一部改正1件及び人事案件2件が追加議案として提出さ

れる予定であります。条例改正案件については所管の委員会に審査付託を行い、人事案件については委員会付託を省略し、全員審査を予定しております。

以上が、彦岐市議会定例会 2 月第 2 回会議審議期間の日程案であります。円滑な運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げ、報告いたします。

〔議会運営委員長（鵜瀬 和博君） 降壇〕

議長（市山 繁君） お諮りいたします。2 月第 2 回会議の審議期間は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 3 月 16 日までの 18 日間といたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。したがって、2 月第 2 回会議の審議期間は、本日から 3 月 16 日までの 18 日間と決定いたしました。

日程第 3 . 諸般の報告

議長（市山 繁君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

諸般の報告をいたします。平成 24 年彦岐市議会定例会 2 月第 2 回会議に提出され、受理した議案等は 48 件であります。

監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますのでご高覧をお願いいたします。

次に、系統議長会であります。2 月 22 日、東京都において開催された「長崎県離島振興市町村議会議長会定期総会」に出席いたしました。会議では、平成 24 年度の事業計画案及び歳入歳出予算案の審議がなされ、それぞれ可決・決定されたところであります。

翌 2 月 23 日、「全国離島振興市町村議会議長会総会」及び「離島振興法改正・延長総決起大会」が開催され、定期総会においては離島航路にかかる特別財政措置に関する緊急要望など 7 項目について報告があり了承されますとともに、離島振興法改正・延長に関する決議については、原案どおり大会において決議することに決定。同じく、平成 24 年度事業計画・収支予算についても原案どおり決定されたところであります。

そのあと、離島関係の都道府県・市町村及び議会の関係団体が主催する総決起大会が開催され、大会では平成 25 年 3 月末で失効する現行離島振興法を拡充・強化し、離島への定住促進や国の責務を明確にした改正離島振興法を、現在開会中の第 180 回通常国会において必ず成立させること、及び改正法に具体的項目 12 項目を包含することを求める「離島振興法の改正・延長に関する決議」を満場一致で承認されたところであります。

大会終了後は、大会での決議をもとに関係省庁並びに地元選出国會議員に対し、離島振興法の改正・延長実現にかかる要望運動を行ったところであります。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては事務局に保管をいたしておりますので、必要な方はご高覧をお願いいたします。

次に、昨年11月22日開催の議会航路対策調査特別委員会での聞き取り調査を受け、去る2月6日久田副市長及び特別委員会の正副委員長と鉄道運輸機構に出向き、直接「船舶共有建造制度」について詳細に話を聞いてまいりました。

その内容については、この後市長から報告があると思いますので私からは省略をいたします。

本定例会2月第2回会議において、議案等説明のため、白川市長を初め教育委員会委員長等を説明員として出席を要望しておりますのでご了承願います。

以上で私からの報告を終わります。

日程第4．行政報告

議長（市山 繁君） 次に、日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 皆様、おはようございます。行政報告に入ります前に、ごあいさつとご報告を申し上げます。

このたび、私の健康管理の怠りによりまして体調不良を起こし、議員の皆様、そして市民の皆様には大変ご心配、ご迷惑をおかけいたしましたことをおわび申し上げます。

今回の体調不良で改めて感じましたことは、健康のありがたさとともに救急医療の大切さを痛感したところでございます。これからも、市民皆様の健康を守るためにも、壱岐医師会のご指導のもと、壱岐の医療を守り、そして市民病院改革に全力で取り組んでまいりますので、今後ともご指導ご協力賜りますようお願いを申し上げます。

また、株式会社市民フェリー壱岐対馬のアルミ三胴船トリマランの導入計画についてでございますが、平成23年11月22日市議会航路対策調査特別委員会及び平成23年9月5日の壱岐市航路対策協議会における同社代表取締役の発言と、平成23年9月9日の壱岐日々新聞の報道について、壱岐市といたしましても事実関係を確認する必要がありましたことから、市議会、航路対策調査特別委員会及び市双方から独立行政法人鉄道建設運輸施設整備支援機構へ出向き、調査、確認を行ってまいりました。

このことにつきまして、本行政報告のあと今回出席をいたしました副市長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

それでは、行政報告を申し上げます。

本日ここに、平成24年壱岐市議会定例会2月第2回会議の開催に当たり、市政運営について所信の一端を申し述べますとともに、平成24年度当初予算案等についてその概要をご説明申し

上げ、議員各位並びに市民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、平成20年4月18日市長就任以来、苓岐市の振興・発展のためにこの4年間全力で市政運営に取り組んでまいりました。

平成23年度は、これまでの3年間の取り組みが一斉に実を結んだところであります。中学校4校体制の開始、防災告知放送、苓岐市ケーブルテレビの開局を初めとした光ケーブル網の整備に伴う情報通信体系の確立、学校給食施設の完成・充実、三島診療所の開設、そして一般廃棄物処理施設整備事業の完成など、苓岐市における社会資本整備は一定の充実を見たものと思っております。

と同時に、私の公約であります「市民病院改革」、「無駄遣いストップ」、「ごみ・し尿処理計画の見直し」の実現、そして第一次産業、観光の振興、教育・福祉・育児の充実、そして市民皆様との協働のまちづくり、市民力を活かした施策の推進に取り組み、一定の成果を上げることができたところでございます。これも、ひとえに議員各位を初め、市民皆様のご支援とご協力の賜物であり、改めて深く感謝を申し上げる次第であります。

しかし、まだまだ道半ばであります。これから、ますます厳しさを増す財政状況を見据え、さらなる行財政改革を進めながら苓岐市の振興・発展を市民皆様とともに進めなければなりません。そうした意味からも、平成24年度は新たなスタートの年度であります。

ご承知のとおり、4月には次期市長選挙が控えておりますので、本定例会においてご審議いただく各会計予算案については、経常的経費と市民サービスのために必要なものは停滞なく進めるという考え方に立ち、継続事業及び一定の政策的経費も組み込んだ骨格予算といたしております。

それでは、今日までの取り組みの一端をご説明させていただくとともに、今日までの市政の重要事項についてご報告申し上げます。

まず、離島振興法の延長・改正に向けた取り組みについてでございますが、平成25年3月末期限切れとなる離島振興法の延長・改正についてははいよいよ正念場を迎えることとなります。現在、私は長崎県離島振興協議会会長、全国離島振興協議会副会長を拝命し、全国の離島関係市町村と一体となって強力な取り組みを行っており、特に離島航路運賃低廉化、JR並み運賃実現の国策としての取り組みを強く訴えております。

これまで、昨年8月19日、「新たな離島振興法の制定実現を求める長崎県総決起大会」が五島市で開催されたのを皮切りに、与野党国会議員及び関係省庁に対し意見書の提出など行っております。去る2月23日には、東京都において全国離島振興協議会主催による総決起大会が開催されたところであります。

私は、これまで申し上げてまいりました離島振興法の延長・改正の中で、とりわけ人流・物流ともに航路運賃のJR並み運賃の実現が、交流人口の拡大や産業経済の振興を初め離島振興・活

性化の一番の根幹をなすものであり、離島が元気になるもっとも基本的なことであると確信いたしております。今後とも、強い決意を持って取り組んでまいります。

次に、貨物船座礁に伴う対応について申し上げます。

2月18日午前3時30分ごろ、パナマ船籍の貨物船が勝本町若宮島北側沿岸で座礁いたしました。船員19名は無事で、当初油の流出も確認されておりましたが、午後3時30分ごろ五、六十メートルにわたり油の流出が確認されたため、現地にて対策会議が開かれました。

その後、午後5時30分ごろタグボートによる作業の結果、貨物船は離礁いたしましたが、幅15メートル、長さ200メートルにわたり油膜が認められたため、巡視艇による航走攪拌作業を行いながら、石田町久喜沖に移動し、停泊して船体の損傷状況の確認が行われました。その結果、亀裂等はあったものの油の流出もなく、修理等が完了したため貨物船は国外へ向け出港しております。

漁業等の被害調査については現在調査中ではありますが、名烏島北側、イルカパーク入り口北側などの海岸に油の固まりが漂着しているのが確認されておりまして、このためイルカパークについては状況を確認し、油吸着シート等による除去作業と、今後の油の流入防止対策を行ったところであります。今後、漁業等の被害調査の結果等を踏まえ、関係機関と連携を図り対処してまいります。

次に、効率的な行財政運営についてでございますが、行財政改革については壱岐市行財政改革実施計画及び無駄遣いストップ実施計画、そして政策評価等に基づき市一丸となって取り組み成果を上げてまいりました。

特に、総人件費の圧縮について、現在特別職及び県内唯一となる職員の給与カット等を行っておりますが、公約である総人件費の1割削減に向けて懸命に取り組んでまいりました。

その結果、平成20年度当初予算人件費と平成24年度当初予算人件費を比較いたしますと7億2,654万円、13.6%の削減となり、目標を大幅に達成したところでございます。

無駄遣いストップにつきましては、平成20年度から平成22年度までの各年度累計で17億2,918万円の削減実績であり、人件費の削減額を含めると24億円を超える経費削減が実現したこととなります。

このほかにも、指定管理者の導入を初め、施設のあり方等見直しを行い、現在20の施設で指定管理者の導入を行っております。

現在、指定管理を行っている施設のうち、壱岐市自動車教習場、壱岐市高等職業訓練校、筒城浜ふれあい広場、マリンパル壱岐、壱岐市シーサイド小水浜の5施設は、本年3月末をもって指定期間が満了となり、今回再指定を行うため関連の議案を提案しておりますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

また、市と県が同じ庁舎内で業務を遂行し、地域の課題に一体となって取り組む体制を構築するため、長崎県杵岐振興局と本市との執務室共同化についてこれまで協議を重ねてまいりました。

市民サービスの向上と効率的な行政運営遂行のため、杵岐振興局、農林整備課と水産課を本市農林水産部が入る石田庁舎に配置する案で県と協議を行っておりまして、議会の意見をお聞きし調整してまいります。

次に、産業振興で活力あふれるまちづくりについて申し上げます。

交流人口・定住人口の拡大についてでございますけれども、一支国博物館につきましては、オープン以来24万人を超える皆様にご来館いただき、平成23年度も年間入館者目標の10万人は確実に達成できる見込みであります。今後も、指定管理者とも十分協議を行い、さまざまな企画展を初め各種イベントを開催するなど、より楽しめる内容を心がけてまいります。

辛亥革命100周年に当たり、現在「孫文・梅谷庄吉と長崎」と題した特別企画展が長崎歴史文化博物館で開催されております。あわせて、中国から長崎県に「孫文と梅谷夫妻の3人像」と「梅谷トクの胸像」が寄贈されており、このうちトクの胸像は出身地である本市に設置することとされ、協議の結果、一支国博物館に設置することとなりました。

来る3月15日に除幕式を一支国博物館で開催し、あわせて5月6日まで企画展「梅谷トク展」を開催し、長崎歴史文化博物館とも連携し、トクの功績を顕彰していくことにしております。トクの胸像につきましては、中華人民共和国との友好の証として、また杵岐市の新たなシンボルとしてトクの功績とともに積極的に内外に発信してまいります。

観光振興につきましては、杵岐の恵まれた自然景観や歴史遺産、そして一支国博物館、イルカパーク等観光施設をフルに活用し、体験型観光の推進、修学旅行の誘致、杵岐市福岡事務所の開設、九州市長会を初めとした九州全国規模の行事やイベントの本市開催など、観光振興、交流人口拡大に積極的に取り組んでまいりました。

今後、さらにオフシーズン対策として、今回の杵岐焼酎7蔵めぐりなど食材を活かしたイベント等を開催し、杵岐が持つあらゆる観光力を一層輝かせるよう取り組んでいかなければなりません。

現在、これからの観光振興の方向性と課題を検証した、総合的な杵岐市観光振興計画を作成中であり、平成24年度以降本計画に基づいた取り組みを実践してまいります。

国民宿舎杵岐島荘については、現在改修工事に着手し、本年9月末までに工事を完了し、年内からの営業再開に向け諸準備を進めております。

また、現在杵岐・対馬・五島の3島共通のプロジェクトとして、「しま共通地域通貨」の発行に向けて県と関係市で進めております。これは、過疎債ソフト事業を活用し、離島限定のプレミアム通貨を発行するもので、平成24年度中に制度設計を完了し、「しま内協力店」のとりまと

めや制度説明会等を開催した後、平成25年4月からの発行を目指しております。

本市の人口は、平成22年の国勢調査において2万9,377人と初めて3万人を割り、本市にとって人口の減少は極めて深刻な問題であります。こうした状況の打開策として、島外通勤・通学交通費助成制度を設け、苓岐市内に住所を置き島外へ通勤・通学する方の交通費助成を実施し、現在41名の方にご利用いただいております。

また、島外からの移住希望者の総合窓口としてご相談に応じており、空き家・空き地情報、求人情報の提供、農業漁業への新規就業に対する研修制度や助成支援などの情報提供を行っております。

さらに、少子化対策及び後継者対策とあわせ、結婚促進のために独身男女交流イベントの開催や開催団体への補助を実施しております。来たる3月24、25日の日程で、島外の女性を対象に「いき・こい独身男女のめぐり合いイベント」を計画いたしております。

今後、ホームページ上で情報提供希望者の登録ができるようにするなど対象者の把握に努め、定期的なイベントの開催とイベント内容の工夫を図り、出会いの場の創出に努めてまいります。

次に、産業の振興について申し上げます。

まず、農業の振興についてでございますが、農業が持続的に発展していくためにもっとも重要なことは、効率的かつ安定的な農業経営ができるような組織づくりや人づくりであり、今日まで農業の発展を促すための各種施策を講じてまいりました。

こうした中、本年1月27日第41回日本農業賞において、苓岐市農業協同組合アスパラ部会が最高位である大賞を受賞されました。その意欲的な経営と技術の改革により、5年連続で県内トップの生産量を誇り、Uターン就農にも大きな成果を上げておられます。このたびの栄誉を心からお喜び申し上げますとともに、今後ますますのご発展ご活躍を祈念いたします。

農業を持続させるためには、後継者や優秀な能力を持った人材の確保、集落営農組織の育成が不可欠であります。このため、担い手育成については、新規就農者・農業後継者や女性農業者などが目指す認定農業者の認定や、集落内の話し合いによる集落営農組織の設立を推進してまいりました。

認定農業者については、現在280経営体を認定しており、その中でも法人が6経営体となっており、経営の多角化、6次産業化が図られております。

また、集落営農組織につきましては、現在35の特定農業団体と2つの特定農業法人が設立されており、長崎県の約半数を占める組織を有するに至っており、さらに平成23年度末までに刈田院生産組合を特定農業団体として認定する予定であります。

認定農業者と集落営農組織には、これからの苓岐市の農業を支える担い手として大きな期待を寄せているところであり、組織育成や研修等に引き続き支援を行ってまいります。

農業施策の根幹をなす水田農業につきましては、「食料・農業・農村基本計画」の食料受給率の50%達成に向け、平成22年度から戸別所得補償モデル対策が実施され、平成23年度から本格実施となっております。

また、島内での米の採種圃場も確保され、種もみが安定的に供給できることから、種子更新により米の産地確立が図られたところでございます。

次に、有害鳥獣対策についてでございますが、平成22年6月以降郷ノ浦町・石田町・芦辺町でイノシシの目撃・痕跡・農作物の被害及び海岸への死骸漂着の情報が寄せられております。

イノシシは、生息数が少ないうちの撲滅に向けた対策が極めて重要なことから、これまでに捕獲わなの設置、ハンターによる捕獲等を行ってまいりましたが、成果を上げるに至っておりません。今後も引き続き関係機関と連携を図り、対策を講じてまいります。

また、勝本町の若宮島及び周辺の島ではシカの増殖が顕著で本土に侵入しつつあることから、去る2月24日から26日の一斉駆除により156頭の駆除を確認しております。さらに、クリハラリス及びカラスについても、猟友会、市民皆様の参加協力により捕獲、駆除を行っております。

次に、肉用牛振興については、壱岐肉用牛改良方針に即した優良系統牛育成の取り組みを継続して実施したことによりまして、全国市場の中でもトップクラスにランクされております。

肥育経営についても、「壱岐牛」ブランドとして人気を博しており、育種価の検証とブランド化の確立にまい進してまいります。さらに、10月に開催される第10回全国和牛能力共進会長崎県大会での壱岐牛の名声を高めるための出品対策にも取り組んでおります。

また、肉用牛振興を図るために、優良繁殖牛の育成確保を国・県の事業に加え、市単独費による緊急増頭対策等を講じて繁殖牛7,000頭の回復に取り組んでおります。

壱岐市の農業農村整備は、産業振興で活力あふれるまちづくりを掲げ、農村環境及び農村基盤の整備を推進し、農業農村振興を図ってまいりました。特に、農村生活環境基盤整備では、生活の利便性、営農の機械化に伴う農道整備事業の推進に努めてまいりました。

また、生産基盤整備では水田農業の活性化を図る圃場整備を、郷ノ浦町、勝本町にまたがる刈田院地区を実施中であり、事業が完成すればなお一層の省力化や生産性の向上につながるものと確信をいたしております。

次に、水産業の振興について申し上げます。

本市の基幹産業であります水産業を取り巻く環境は、漁獲の減少、魚価の低迷、漁業者の高齢化、漁業の後継者不足、さらには燃油の高騰など、依然として厳しい状況が続いております。

昨年4月から12月における漁獲高及び漁獲量をその前年と比較いたしますと、市全体で漁獲高が対前年比4%減の約25億1,000万円、漁獲量が対前年比4%増の3,096トンとなっ

ており、漁獲量は少し増えているものの魚価が低迷している状況にあります。これまで、水産業及び漁村の活性化を図るため、全国初の認定漁業者制度並びに漁業後継者対策制度を平成23年9月からスタートし、現在73名の認定漁業者と3名の漁業後継者を認定しております。

この制度の実施に伴い、より効率的・計画的な漁業経営の創出と、計画的な漁業後継者の育成が図られるものであり、今後も積極的に活用いただくことを期待しております。

漁業者の担い手対策の一環として、漁船リース事業、漁家への助成事業として、漁業近代化資金の利子補給、漁獲共済、漁船損害保険への一部助成、そして漁船漁業の機器設備の充実を図るため、漁船近代化施設整備への助成、さらには密漁による被害を防止するための監視活動に対する助成、漁獲物の鮮度保持のための製氷施設整備事業に勝本地区、初瀬地区へ助成、ほかに離島の漁業集落が行う漁場の生産力の向上や集落の創意工夫を活かした離島漁業再生支援交付金事業に取り組んでまいりました。

現在、壱岐の沿岸を中心に水産動物の産卵、あるいは育成場所として重要な役割を果たしている藻場の消失が進行しており、水産業に被害を与えております。

これらの現象を食い止めるため、漁場整備事業として平成21年度に郷ノ浦地区、平成22年度に石田地区の2カ所に、藻場の回復のため藻場礁設置事業を実施いたしました。

さらに、壱岐東部漁協管内においてはアワビが年々減少しており、これらの増産目的のために平成22年度から平成23年度で増殖場の造成を行いました。今後、これらの事業効果により沿岸域での漁獲の増産に期待するものであります。

栽培漁業につきましては、「壱岐栽培センター」が平成21年の秋からアワビ、アカウニ、カサゴの種苗の生産を開始いたしました。平成22年度にアワビの種苗に若干の斃死がありましたが、その後順調に生産され出荷されております。出荷まで約1問余りかかりますので予測しがたいところではございますが、このまま大きな状況の変化もなく放流され、漁業生産の向上につなげ、漁家経営の安定を期待するものであります。

港湾・漁港関係施設整備につきましては、漁港整備について、平成21年度から平成22年度にかけて湯ノ本漁港、諸津漁港、山崎漁港の整備が完了いたしました。現在は、八幡浦漁港の外防波堤の整備を実施しております。今後は、漁港施設の管理を体系的にとらえた計画的な取り組みによる漁港施設の機能保全事業が重要と考えております。

また、港湾整備につきましては、地震が発生した際島外からの救援物資等の輸送の確保を図る施設として、郷ノ浦港の-7.5岸壁に耐震構造を兼ね備えた施設の改良整備が国の直轄事業において進められ、平成23年10月末に完了いたしました。

このことにより、本来の目的であります大型客船の接岸はもちろん、災害時における島外とのライフラインの確保を図られ、本市の観光振興はもちろん災害時等緊急時にも大いに機能を発揮

できるものと確信いたしております。

次に、商工業の振興と雇用対策についてでございます。

商工業の振興につきましては、本市の経済環境が非常に厳しい状況にある中、商工会活動や商店街のにぎわい創出につながる事業に対する支援を行い、活性化に努めてまいりました。

雇用につきましては、これまで国の「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」と「ふるさと雇用再生特別交付金」を効果的に活用してまいりました。さらに、公共事業の活用により緊急・短期的な就業機会と継続的な雇用機会の事業を展開してきたところであります。

平成24年度については、緊急雇用創出事業臨時特例交付金事業のうち重点分野雇用創出事業、人材育成事業及び震災対応事業のみ実施期間が平成24年度まで延長されたことから、本交付金制度に基づき対象事業を検討してまいりましたが、平成24年度においては観光施設整備事業、壱岐市不法投棄回収・パトロール事業、原の辻遺跡公園管理運営事業など市単独事業を実施するとともに、国・県の施策に注視し、各種雇用創出事業を展開してまいります。

企業誘致の推進については、働く場の確保と地域活性化の観点から本市の重要な課題であります。景気の低迷も重なり、新たな企業誘致は困難を極めております。

しかしながら、誘致企業であり、自動車部品を製作しております「株式会社マツオ」につきましては、当初従業員9人でスタートいたしました。現在23人にまで雇用を拡大し、近い将来本社機能も視野に入れ50人規模の計画であるということから、平成23年度に旧勝本町学校給食センターを改造し、工場として提供したところであります。

このように、離島というハンデの中、業績を好調に伸ばす企業もあることから、今後も既に誘致している企業に対するフォローアップと、光通信環境のもとIT情報関連事業種を中心に、県と連携して企業誘致に努めてまいります。

次に、福祉・健康づくりの充実で、安心のまちづくりについて申し上げます。

安心、ゆとりのある福祉社会の実現についてでございますけれども、各種福祉対策や市民皆様の福祉活動を総合的に展開するため、平成23年度その基本となる「壱岐市地域福祉計画」の策定を進めており、本年3月末までに策定することといたしております。

また、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を図るため、平成23年度において「第3期壱岐市障がい福祉計画」の策定を進めております。期間は平成24年度から平成26年度までの3年間とし、本年3月末までに策定することとしております。

今後、これらの計画をもとに、さらなる安心、ゆとりのある福祉社会の実現に努めてまいります。

次に、ゆとりと優しさで育む子育て環境の実現についてでございます。

現在、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感、不安定感の増大等と

いった問題が生じております。このため、地域の子育て支援機能の充実を図り、子供の健やかな成長を促進するため、壱岐子どもセンター及び勝本町「かざはや」に常設のセンターを開設し、子育て家庭の親と子が気軽に集い交流を図る場を提供し、毎月の子育て応援講座、交流の場の提供、子育てに関する相談などの事業を展開しております。

また、地域子育て創生事業としての県の安心子ども基金を利用し、児童の安全性を確保するため放課後児童クラブ等の施設にAEDを設置いたしました。さらに、市内医療機関のご協力によりまして、病児・病後児保育を実施することといたしております。これからも安心して子育てでできる環境づくりを推進してまいります。

次に、幼保連携について申し上げます。

市内幼稚園と認可保育所の一部及び僻地保育所の多くが定員割れの中で、集団生活での保育・教育効果への影響が懸念される反面、3歳未満児の入所が増加している現状を踏まえ、保護者皆様が安心して子供を預けられる環境づくりのために「壱岐市幼保連携計画」作成に取り組んでおります。

一方、国は「子ども・子育て新システム」を創設することにより、市町村は「市町村新システム事業計画」を策定し、地域の実情に応じて提供体制を計画的に整備すると位置づけております。

その中で、総合こども園の創設が決定し、法案成立後段階的に新施設に移行させる方針となっております。今後、国の動向を見きわめ、将来を見据えた壱岐市の実情に合った計画を策定いたします。

生活保護についてでございますけれども、景気、雇用情勢の悪化によりまして失業者が増加し、全国的に保護受給者が増加しておりますが、本市においては平成20年度から減少傾向にあります。

平成23年12月末における保護世帯数は385世帯、被保護者数は577人で、保護率は20.02パーミル、千分率でございます。全国平均の16.2パーミルを大きく上回っており、長崎県内16福祉事務所でも5番目に高い保護率となっております。

今後も高齢化、厳しい雇用情勢、人口の減少等により保護率は依然として高く推移するものと思われま。真に保護の必要な方に迅速かつ適切に制度の適用を行うとともに、不正受給の防止、就労支援などによる自立を促進するよう関係機関と連携し、運営体制の充実に努めてまいります。

生涯にわたり健康に暮らせる社会の実現につきまして、生活の基盤は「健康」であります。市民皆様の健康づくりのために、各種健診、相談、予防、教室等の充実を図り、また受診率の向上のため、市民皆様との協働で実施している健康づくり推進員「生きいきすこやか21」とともに啓発事業の推進を行っております。

さらに、重症化の予防のために健診後の保健指導を充実させ、平成23年度に引き続き慢性腎

臓病予防対策などにより生活習慣の改善に取り組むとともに、肝炎対策として、平成24年度より保健所や医療機関とともに肝炎検査を新たに実施いたします。

また、食生活改善推進員の皆様におかれましても、総勢200人近い組織力と結束力で食品の安全・流通・調理・栄養など、食に関する市民啓発をあらゆる場で展開していただいております。

健康づくりは、市民皆様一人一人の自覚と実践によるところが大きく、今後も市民皆様と行政が一体となった市民協働活動の展開に努めてまいります。

次に、国民健康保険についてでございますが、壱岐市における国民健康保険加入率は現在38%であり、長引く経済不況を反映した所得の減少等により、ここ数年深刻な運営状況が続いております。

国保税率につきましては、平成18年度以降据え置いていた税率を平成22年度に5年ぶりに若干の引き上げをお願いしたところですが、予想以上に所得が伸びず、平成22年度23年度の決算において、大幅な基金の取り崩しをせざるを得ない状況が続いております。

こうした中、平成24年度国民健康保険事業特別会計予算編成においては基金も残り少なくなり、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等の増加による財源確保のため税率の引き上げとともに、一般会計からの繰入を行うこととしております。

具体的な税率につきましては、所得等が決定次第算定し、条例の改正をお願いする予定であります。あわせて、税収の確保についても短期被保険者証、資格証明書等の活用を図り納付への理解を促すとともに、滞納処分を含めた収納対策に努めてまいります。

また、保健事業といたしまして、平成20年4月から義務づけられた40歳から74歳の被保険者を対象にした特定健診・特定保健指導については、関係機関との調整、市民皆様への啓発を図りながらさらなる受診率のアップに取り組んでまいります。

介護保険につきましては、平成12年度にスタートいたしましたが、平成24年度は第5期介護保険事業計画の初年度に当たり、今回「壱岐市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画」の策定及び「壱岐市介護保険条例の一部改正」を提案いたしております。

本計画は、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する。地域包括ケア体制システムの実現に向けた取り組みを進めるための、地域の高齢者福祉施策の総合的な計画であります。

その中で、待機者が多く施設の増設希望がある特別養護老人ホームについては60床、グループホームについては1ユニットの基盤整備を計画いたしておりますが、その結果、第1号被保険者保険料の基準額を4,970円と算定しており、被保険者の皆様にはご負担をおかけすることとなりますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。

また、介護保険料未納の徴収対策につきましては、今後も未納者と接触し制度の理解を得て徴

収率向上に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療についてでございますが、平成20年4月発足以来2年ごとに保険料の見直しを行うこととなっており、平成24年度はその見直し時期でありまして、長崎県後期高齢者医療広域連合で議論を重ね、発足以来4年間据え置いている保険料について、被保険者・医療給付費の増加等により若干の引き上げを予定しております。市民皆様のご理解をお願いいたします。

次に、自然を生かした環境にやさしいまちづくりについて申し上げます。

まず、一般廃棄物処理施設の整備状況についてでございますけれども、平成19年度から壱岐市循環型社会形成推進地域計画に基づき5カ年事業として取り組んでまいりました一般廃棄物処理施設整備事業も、本年3月末で完了いたします。

合併後の最重要課題であったごみ処理施設としての焼却場・リサイクル施設、最終処分場、し尿処理施設としての汚泥再生処理施設が完成し、壱岐市の廃棄物処理行政の基盤ができたものであります。

新施設の完成に伴い、これまで利用してきた旧町の各廃棄物処理施設について、順次解体することとなりますが、平成24年度は郷ノ浦町環境管理センター及び勝本町クリーン&リサイクルセンターの解体を予定いたしております。

次に、勝本町自給肥料供給センターであります。壱岐市全域を対象とした施設として畜尿、生ごみ及び焼酎粕等への原料の変更を行うことといたしました。

本施設は、平成23年度に焼酎粕の受け入れのための受入槽の耐酸塗装工事及び車庫棟の増築工事を行い、平成24年度より畜尿及び焼酎粕等による液体肥料の供給を開始し、あわせて生ごみの前処理施設を整備する予定であります。

本施設の生ごみ前処理施設の完成に伴い、生ごみのリサイクルを平成25年度からモデル地区等を手始めに、壱岐市全体に広めていきたいと考えております。

次に、温室効果ガスの排出削減及び自然エネルギー利用の普及促進についてでございますが、地球温暖化問題、化石エネルギーの枯渇問題に加え、未曾有の被害をもたらした東日本大震災を機に、エネルギーを取り巻く環境は大きく変わりました。

自然の恵みである太陽エネルギーを電気に交換する太陽光発電はクリーンな発電システムであり、地球温暖化対策として期待されております。現在、国及び長崎県でも住宅用太陽光発電設備設置に対する補助事業により大幅な導入促進を図っており、県下の市町においても補助事業への取り組みが広がっております。本市といたしましても、平成24年度から本事業に取り組み、温暖化防止及び自然エネルギーの普及を図ってまいります。

次に、生活環境の充実と安全安心の確保についてでございますが、市道や河川等の整備は平成

21年度国の一次補正による地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業や平成22年度きめ細かな交付金事業により、局部的な改良や舗装補修及び排水整備等の工事を広域的に取り組んでまいりました。

市道の改良事業については、補助事業2路線を継続して整備を行い、起債事業については平成20年度から平成23年度にかけて14路線の整備を行い、そのうち4路線が完了し、引き続き10路線の整備を行っております。単独事業につきましては、10路線の整備に取り組んでおります。

また、平成21年度から補助事業の橋梁長寿命化対策に取り組み、平成21年度から平成23年度にかけて4橋の改修を行い、今後も年次的に事業を進め橋梁の寿命の長期化を図ってまいります。

河川整備は、補助事業により準用河川の2河川の整備を進め、急傾斜地崩壊対策事業は4地区の整備を進めております。道路や河川等の整備については、限られた財源の中生活の基盤整備の内容を十分に精査した上で今後も取り組んでまいります。

公営住宅の整備につきましては、壱岐市公営住宅マスタープランに基づき年次的に取り組んでまいりました。平成22年度から平成23年度にかけて、芦辺町桜木団地16戸の建設を行い、4月から入居を予定いたしております。

次に、水道事業関係について申し上げます。

簡易水道事業は、水道水の安定供給を図るため国庫補助による基幹改良事業で、湯本浦地区と石田地区の整備を平成20年度から平成25年度までの計画で進めております。平成24年度も引き続き配水管布設がえ工事等を実施する予定にいたしております。

上水道事業は、配水設備の改良事業を実施し、簡易水道とともに施設の適正な維持管理を行い、安全で安定した水道水の給水に努めてまいります。

下水道事業関係についてでございますけれども、公共下水道事業は事業計画に基づき中央処理区の東地区及び片原地区の一部で管渠整備工事を実施しております。平成24年度も、片原・永田地区の面的整備に伴う測量及び詳細設計並びに管渠整備工事を行い、事業の促進を図ってまいります。

漁業集落排水施設整備事業は、芦辺の大石分譲地まで整備が完了し供用開始をいたしております。今後の芦辺地区の整備については、計画区域等見直し、事業評価を受けて進めることとしておりまして、平成24年度は測量及び詳細設計を行う予定にしております。

合併処理浄化槽設置整備事業は、公共下水道及び漁業集落排水施設の処理区域以外の汚水処理対策として「循環型社会形成推進地域計画」に基づき実施しておりまして、平成24年度も引き続き140基を設置する予定にいたしております。

次に、心豊かな人が育つまちづくりでございます。

学校教育についてでございますけれども、平成23年4月壱岐市中学校の4校体制がスタートいたしました。保護者皆様や地域皆様、そして学校教育関係者の皆様のご尽力によりまして、混乱もなくスムーズな移行ができたところであります。

また、スクールバスにつきましても、市内全域となることから安全面等を心配しておりましたけれども、安全運行に徹していただき、生徒たちも多くの仲間とともに元気に学校生活を送っております。

今後、教育委員会において本体制について検証がなされますが、将来の壱岐市を担う日本を担う子供たちのため学校教育の充実に努めてまいります。

また、9月には壱岐市学校給食センター、そして原島調理場が稼働いたしました。これまでの3給食センターと9校自校方式の給食施設で一本化し、安全で安心な、そして統一した家庭と同じような温かい食事の提供に努めております。

次に、第69回国民体育大会についてでございます。

平成26年第69回国民体育大会「長崎がんばらんば国体」において、ソフトボール競技と自転車競技2競技の本市開催に向け、これまで計画書の作成、関係機関や競技団体との協議、調整、施設整備の計画など、諸準備を進めてまいりました。

平成24年度からは、いよいよその計画を実施に移す時期になります。また、平成24年度は平成25年開催のリハーサル大会の前年となりますことから、国体へ向けた重要な1年と位置付けております。

特に、国体広報に関しましては、壱岐市を全国にアピールする絶好の機会であり、全国から集まる選手や応援の方々をおもてなしの気持ちでお迎えするため、また市民皆様の国体開催の機運を高めるためにも、より具体的な計画を立てPRを進めてまいります。

平成24年度当初予算には、これらの諸経費を初め平成24年度施工する大谷公園ソフトボール球場と、壱岐市ふれあい広場多目的グラウンドの改修工事に要する経費を計上しておりますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

次に、文化財行政の推進についてでございますが、壱岐島内には古い歴史の中から生まれ、大切に護り受け継がれてきた貴重な市民的財産が数多く存在いたしております。

平成23年度は、文化財保護審議会の答申を受け、2件の建造物と1件の史跡を市指定文化財として指定し、新たに壱岐の歴史遺産が加わることになりました。

今後も、これら壱岐を象徴する貴重な歴史的遺産につきましては、内容を精査し積極的な指定を行うとともに、さまざまな情報媒体を用いて市民皆様にわかりやすい形での公開・活用を促進してまいります。

次に、国内外交流が盛んなまちづくりについて申し上げます。

交通体系の整備でございますけれども、離島航路対策につきましては、本年4月1日リプレイス事業による新船「フェリーきずな」が就航いたします。この「フェリーきずな」の就航に伴い、博多・壱岐・対馬航路の運賃低廉化が実現し、フェリー、ジェットフォイルの基本運賃が一定の期間2割引き下げになるものであります。

また、往復割引等の九州郵船独自の割引についても、平成24年度については現行どおり継続実施されることになっております。さらに、リフレッシュ割引につきましては、現在の割引に加え小児慢性特定疾患医療割引や育成医療割引等の拡充が決定いたしております。

このことは、壱岐・対馬両市にとってまさに画期的なことであり、交流人口拡大を大いに期待するものであります。ご支援ご尽力いただきました国、県、そして九州郵船に対し心からお礼と感謝を申し上げる次第であります。

これまで運航してきたフェリー「ニューつしま」につきましては、3月31日にお別れセレモニーを、4月1日には「フェリーきずな」の就航セレモニーを予定いたしております。

本年1月24日、唐津と長崎や大村を結ぶ高速バスレインボー壱岐号について、本バス路線を運行する昭和自動車から本年3月末をもって運行を廃止する旨の申し出がありました。このことは、大村市にある長崎県立虹の原特別支援学校、また国立病院機構長崎医療センターへの往来等非常に不便を来すこととなります。

このことから、早速長崎県及び長崎県交通局に出向き協議を行ってまいりましたが、現時点においては運行再開のめどは立っておりません。今後も、関係機関と協議を重ね、要望活動等を行い、レインボー壱岐号の運行再開に向け取り組んでまいります。

次に、情報・通信基盤整備について申し上げます。

光ケーブル網の整備につきましては、総事業費約46億円のうち、国の地域情報通信基盤整備推進交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金約44億円、補助率は約95%に相当いたしますけれども、を活用し、市内の隅々まで情報通信基盤を確立することができました。

また、同時に長崎県及びN T T西日本並びに壱岐市により本土壱岐間の通信回線も大容量化を行ったことによりまして、壱岐市の情報通信環境は将来にわたり本市の経済に大きな利益をもたらすものと確信をいたしております。

また、本事業によりまして開局した壱岐市ケーブルテレビは、市民皆様が主役のテレビ局として多くの市民皆様にご出演いただくためにご覧をいただいております。職員も20名の雇用ができております。

開局時には、視聴者の皆様にご迷惑をおかけしたところもございますけれども、今後も市民皆様のご意見をいただきながら、指定管理者である関西ブロードバンドとともに市民皆様のケーブ

ルテレビとしてよりよい放送に努めてまいります。どうぞこれからも市民皆様の手で育てていただきたいと存じます。

今後、この情報基盤を大いに活用し、高齢者・独居老人等の見守り対策、企業誘致等、市民皆様の安全安心とサービスの向上、また産業経済の振興に寄与する事業に取り組んでまいります。

次に、さまざまな人が関わり合うまちづくり、コミュニティ行政の推進について申し上げます。

多様化する市民ニーズや新たな地域課題を行政のみでは解決できない状況にあります。市民皆様と行政との協働が必要となっております。そこで、平成23年度から市民力を活かしたふれあいとぬくもりのあるまちづくりを推進し、市民皆様が自ら考え行う、元気、豊かさ、魅力及び安心で活力あるまちづくり事業に対して支援を行う「まちづくり市民力補助金」を創設したところであります。

現在、平成24年度の事業募集を行っており、本事業を積極的にご活用いただき、地域の課題解決や活性化に市民皆様が自ら取り組んでいただくことを期待しております。

次に、病院事業について申し上げます。

病院改革につきましては、長崎県病院企業団加入について、構成団体である県及び5市1町の同意を得るため、本年2月2日長崎県知事へ市山議長にご同席いただき、本市の医療の状況を説明し、病院企業団加入についてご理解とご指導をお願いしたところでございます。

知事からは、企業団設立の趣旨から加入の門戸は開けているが、加入に当たっての諸条件等を整理され構成団体と十分に協議して進めるよう指導を受けたところであります。

知事ご自身も、過去に県病院課長をなされておりました、これまでの経過について承知された上で、本市が病院企業団加入について支援することを約束いただいたところであります。

今後については、県、企業団のご指導を受け、加入条件の諸課題を整理し、県、関係構成団体の議会、企業団議会等の承認、法的手続等を進め、早期加入を目指してまいります。

吉岐市の医療を守るため、強い決意をもって取り組んでおりますので、議員各位、市民皆様のご理解ご協力を切にお願い申し上げます。

吉岐市民病院の診療体制は、現在常勤医師は11名であり、その不足分を非常勤医師で補っております。救急医療を中心とした継続的・安定的な医療を市民皆様に提供するためには、内科、外科系の常勤医師を確保していくことが急務の課題であり、今後とも医師確保に全力を上げてまいります。

精神科につきましては、外来機能において4月から非常勤医師が手厚くなりまして、新患への診察も再開できるようになります。入院機能を再開するため、引き続き精神科の常勤医師の確保にも最大限努めてまいります。

平成23年度の病院運営につきましては、外来患者数は1月までの実績で前年度と比較いたし

まして1日平均4.8人減の359.7人となっており、外来患者数は幾分減少しておりますが、一人当たりの診療単価が上昇し、外来収益は約1,400万円の増収となっております。

一方、入院患者数は1月までの実績で、前年度と比較して一般病床の1日平均は、1.9人減の92.4人となっております。そのため、一般病床の入院収益は約2,000万円の減収となっており、昨年7月休床をいたしました精神科の入院収益の減少分も合わせて1億4,000万円の減収となっております。

平成25年4月から、かたばる病院を市民病院へ機能統合するため、平成24年度当初予算において施設整備事業費を計上しております。また、経営改善の一環として、医事会計事務の外部委託を4月から実施するための所要の予算を計上しており、正規職員の減員等を含めた経費の節減に努めてまいりますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

一方、かたばる病院の診療体制は常勤医師1名体制で、医師斡旋会社の協力により非常勤医師を確保しながらの運営であります。本年4月より猿渡医師を常勤として採用し、2名体制となる予定であります。

平成23年度の病院運営については、1月までの診療実績として1日平均入院患者数は47.1人でほぼ満床状態であり、1日平均外来患者数は40.5人で、計画に対して3.4人の増となっております。

しかしながら、現在の離島・僻地医療を取り巻く医療環境の変化等を考えますと、療養病床としての運営はますます厳しい状況にあり、市民病院との統合に向け準備を進めてまいります。

次に、防災・消防・救急について申し上げます。

防災対策についてでございますけれども、昨年3月11日に発生した東日本大震災から間もなく1年を迎えようとしております。現在、国が総力を挙げて復旧・復興に取り組まれておりますけれども、本市といたしましては、これまで被災市町村への職員の派遣、義援金、義援物資の送達、災害ボランティアバスの運行など復興支援を行ってまいりました。今後も、引き続きできる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

市の地域防災計画につきましては、特に地震津波対策と原子力災害対策について、国が定める防災基本計画や県の地域防災計画との整合性を図りながら見直しを進めてまいります。

なお、原子力災害対策につきましては、現在県の地域防災計画見直し検討委員会で玄海原子力発電所から30キロ圏内の住民を30キロ圏外へと避難する計画を定める原子力災害対策暫定計画がおおむね了承されており、本年6月ごろの長崎県防災会議において長崎県域防災計画（原子力災害対策編）の修正がなされる予定となっております。

また、平成23年度中に県から原子力防災資機材として、防護服やポケット線量計、安定ヨウ素剤等の配備がなされる予定となっております。加えて、放射能を測定するモニタリングポスト

についても当初 1 基の予定でございましたけれども、もう 1 基追加され市内に 2 基設置される予定となっております。

大規模な災害に対応するためには、公助の充実はもちろんであります。共助・自助を高めていくことも重要であります。災害に備え、地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織の育成や災害時の応援体制として、災害時相互応援協定の締結など進めてまいります。

消防・救急でございますけれども、平成 23 年中の災害発生状況は火災 39 件、救急 1,528 件、救助 26 件で、前年と比較いたしまして火災は 9 件の増、救急は 21 件の減、救助は 7 件の増でありました。

これからも、市民皆様の負託に的確にこたえ、消防体制のより一層の充実強化を図り、壱岐市消防団とともに社会が要求する変化に対応し得る人的育成に取り組んでまいります。

次に、議案関係についてご説明いたします。

平成 24 年度予算についてでございますけれども、平成 24 年度の地方財政は地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が緩やかに回復することが見込まれる一方で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、経費全般について徹底した節減合理化に努めてもなお、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれております。このため、財源不足については臨時財政対策債等による補てん措置等が講じられることとされております。

また、地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、地方交付税は対前年度比 81.1 億円、0.5% 増の総額 1 兆 4,950 億円が計上されております。

本市の財政は、市税などの自主財源に乏しく、収入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存しており、合併後の大型事業の実施については合併特例債や過疎債などの地方交付税措置のある有利な市債を有効に活用しながら財政運営を行ってきたところでありますが、なお一般財源不足については財政調整基金等の取り崩しにより対応しており、引き続き厳しい財政状況となっております。

平成 22 年度末の市債現在高は 264 億円であり、義務的経費の割合は 34.1% と高く、経常収支比率は 80.1%、対前年度比マイナス 5.4% と、好転はしておりますものの依然高い水準で推移をいたしております。

こうした中、平成 24 年度予算編成に当たりましては、一般廃棄物処理施設整備や学校給食施設整備などの大型事業が完成したことから大幅な減額予算となっておりますが、集中改革プランにより事務事業を再点検し、国、県、社会情勢の変化、経済の動向を注視しながら、自主性と責任により限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、地域経済と住民福祉の増進及び市民皆様と行政との協働による各種事業の推進を図るための予算編成を行っております。

なお、一般会計予算規模は191億1,000万円、対前年度比36億2,500万円、15.9%減、特別会計を含めた予算規模は291億4,272万円、対前年度比46億3,472万円、13.7%減となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、条例の制定・改廃にかかる案件19件、予算案件20件、その他9件でございます。案件の詳細については担当部長、課長等から説明をさせていただきますのでご了承願います。

何とぞ十分にご審議をいただき、適正なるご判断を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、今日までの取り組みを振り返りながら市政運営に対する所信の一端と、当初予算案等について申し述べましたが、これまでのご支援、ご協力に改めて感謝申し上げますとともに、これからも山積する行政課題に対応しながら、行財政改革を推進し財政の健全化に努めますとともに、明日に希望の持てるまちづくりに誠心誠意全力で取り組んでまいります。

議員各位並びに市民皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久田副市長。

〔副市長兼病院部長（久田 賢一君） 登壇〕

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 去る2月6日に、市及び市議会議長様らと独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に出向き、株式会社市民フェリー壱岐・対馬種田拓代表取締役がアルミ三胴船トリマラン導入計画について、平成23年9月5日開催の壱岐市航路対策協議会及び平成23年11月22日開催の壱岐市議会航路対策調査特別委員会での発言並びに平成23年9月9日の新聞記事に記載された内容について確認したところでございます。その内容についてご報告申し上げます。

まず初めに、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の共有船建造制度についてお尋ねをいたしました。

共有建造支援制度とは、共有建造を決定された船舶を事業者と機構が造船所に共同発注し、機構が建造費用を分担する制度でございます。その上限は、機構が最大9割、事業者のほうで1割分担し、共同で造船所に発注し船を竣工させる。その過程では、アドバイス、工事監督などの技術支援を行い、新しい船をつくっていくということでございます。竣工の際に、機構のほうで建造費用の9割を負担しますので、竣工時の負担割合に応じて船舶の共有登記をすることになります。

共有期間は、船ができ上がった後、船の大きさごとに決まり、2,000トン未満の鋼船であれば7年から15年となり、その共有期間中においては共有事業者のほうで機構に対し共有船竣

工日の翌日から船舶の使用料を払っていくというものであります。

共有期間満了後は、残存価格1割が設定されていますので、その代金1割を事業者が機構に支払い、所有権移転登記後その持ち分のすべてが事業者の持ち分となるものでございます。

共有期間中の収益費用は、共有事業者が収受するもので、費用の負担もすることになり、機構のほうは収益をもらったり費用を負担したりはしません。共有事業者のほうは、鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対し共有期間を通じて、原則として毎月25日までに約束手形による船舶使用料の支払いをしなければなりません。使用料とは、9割分の完工相当額プラス利息額となり、その中には機構の工事監督費、所有権登記手数料、進水式などの式典費用等が含まれます。

機構は、共有船の持ち分を事業者に使わせる義務が発生し、逆に事業者は機構の持ち分を使う権利を持ちますが、その対価として使用料を払う義務を有することとなり、その契約が結ばれます。

保証人はいろいろなケースがあるそうで、事業者を審査して代表者、役員からは連帯保証が必要とのことです。必要に応じ、第三者からも保証を求めるとのことでもあります。

分担金は、機構も国から借りてくるということで返さなければならないため、絶対返ってくるということを確認しなければ共有しないそうです。無担保、無保証ではないとのことです。また、共有の申し込みがされた場合は採算性が一番重視されるということもございます。

共有建造申込資格及び条件ですが、申込資格は海上運送法の一般旅客定期航路事業などの許可を受けている事業者、または船舶貸渡業の届出を行っている事業者となっています。

条件としては、離島航路に就航する旅客船舶については、すべて地方自治体の支援確約書の提出をお願いしているとのことです。支援確約というのは、船の経営についての支援、共有船使用料の支払いに支障を来さない支援とのことです。支払いが滞りだしたら、市が支援するということのように。

共有船の使用料の例ですが、例えば耐用年数を11年として共有船建造などの合計額が40億円と仮定します。その9割を機構が分担しますので、その額は36億円となります。事業者が、その36億円を11年間で利息をつけて使用料として支払わなければなりません、11年で支払うとなりますとその使用料の総額は41億円程度で、支払う利息の総額は5億円程度となります。

金利は、現時点の固定金利2.25%で計算されたものです。その場合、事業者は共有船の使用料として11年間で総額41億円支払うこととなります。その場合、機構へ支払う使用料ですが、1年目は年間3億7,000万円となり、月払いで払うこととなりますが、毎月25日までに月額3,100万円の使用料を支払わなければなりません。徐々に減っていきませんが、11年目で年間3億2,000万円の使用料の支払いで、月額で申しますと約2,700万円の支払とな

るそうです。燃料代等の運行費用等の経費を支払ってから、純利益の中から使用料を支払わなければならないということでございます。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構分担分の建造費の支払い時期ですが、まず契約時払い、それから起工時払い、進水時払い、竣工時払いの4回に分けて支払われますが、前払いリスクということで金利はそれぞれの支払い日の翌日から発生し、先ほど申し上げた利息の中には含まれません。金利制度は固定型、5年ごとの見直し型があります。

金利の軽減などですが、例えば離島航路等の対象船舶や事業者の経営状況、建造プロジェクトの概要により信用リスクに応じた金利制度が導入され、最大0.2%の軽減から最大0.2%の上乗せがございます。

共有期間中に繰上償還ということも可能ですけれども、その際には別途に解約手数料という費用が必要となります。

共有船建造制度については以上でございます。

次に、平成23年9月5日開催の壱岐市航路対策協議会において、株式会社市民フェリー壱岐対馬の種田氏より、昨年の6月20日にトリマラン導入の件で独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構と融資交渉を行った内容の説明がありました。

その中で、同氏より、機構は市が過疎債を活用して公有船を導入したらどうか、そして2隻目のトリマラン導入の際にうちの融資制度を利用してもらうのが一番うれしいという、公有船構想の逆提案があったことをお聞きしました。

この発言に対しての真意をお伺いしますということに対しまして、過疎債の活用というのは一般論を申し上げた。いろんな選択肢があり、いろんな方法で建造されており、機構の融資制度のほか銀行とかの制度を使うケースもあるという説明をしたとのことでございます。

次に、市民フェリーは機構が市長が賛成しないのが壁と指摘されたと言っており、一口100万円の株主になればその壁が取り払われるようなことを言っておられますが事実でしょうかということに対しまして、言っていない、立場上言えるはずがないとのことでございます。

最後でございますが、平成23年9月9日の壱岐日々新聞に、機構が市のバックアップ態勢が最終的に不可欠との頑たる姿勢を崩さず、市長がトリマラン反対のままでは国の壁が破られないと強調したとありますが、このバックアップ態勢とはどのようなことですか。

市がバックアップ態勢をとれば融資されるのでしょうかということに対しまして、言っていない、採算性を一番に見る、幾ら市のバックアップがあったとしても、採算が合わなければ融資できない。また、地方自治体の支援確約がなければ融資もできないが、支援確約書のことを言っておられるのではないかとということございました。

以上で報告終わります。

〔副市長兼病院部長（久田 賢一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これで行政報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を 11 時 30 分といたします。

午前11時17分休憩

.....
午前11時30分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大久保議員。

議員（16番 大久保洪昭君） 先ほどの副市長のトリマランの報告の内容、これを航路対策調査特別委員会へ提出をお願いしたいと思います。よろしくお取り計らいをお願いします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

市長（白川 博一君） お渡しをいたします。

議長（市山 繁君） お渡しをするそうですから。

・ ・
日程第 5 . 議案第 2 号 ~ 日程第 5 2 . 議案第 4 9 号

議長（市山 繁君） 次に、日程第 5、議案第 2 号 壱岐市高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画の策定についてから、日程第 5 2、議案第 4 9 号平成 2 4 年度壱岐市水道事業会計予算についてまで、4 8 件を議題といたします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本日の議案につきましては、担当部長及び担当課長に説明をさせますのでよろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 登壇〕

保健環境部長（山口 壽美君） 議案第 2 号 壱岐市高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画の策定についてご説明申し上げます。

壱岐市高齢者福祉計画・第 5 期介護保険事業計画を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第 9 6 条第 2 項及び壱岐市議会基本条例第 1 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本日提出でございます。

計画につきまして、要約して説明をさせていただきます。

この計画につきましては、第3期介護保険事業計画において設定した平成26年度までの目標に至る最終段階として位置づけして策定したもので、平成24年度から26年度までの3カ年計画を策定しております。

まず、策定を行う前段といたしまして、65歳以上の方を対象に無作為抽出で2,000人の方に調査票を送付し、65%の方から回答がありました。生活実態や健康状態を分析し、地域の課題や必要とするサービスを把握し、今後の支援のあり方や介護サービスの推計といたしました。

また、介護サービス提供事業所の意向調査も実施をいたしました。それに、国、県の動向を踏まえ、吉野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画作成委員会の14名の委員様で、昨年10月から今年の2月までの間で計4回審議をしていただきました。

審議内容は、第4期介護給付実績及び第5期給付見込み量等の推計について、介護サービス基盤整備及び介護保険料の推計について、地域支援事業計画について、地域包括支援センターの運営について、高齢者福祉計画についてでございます。

2月9日に答申をいただきました。

計画の主な内容といたしまして、高齢者福祉計画では従来の生活支援事業、老人クラブ活動等支援事業を継続して行うこととなっております。

認知症高齢者支援対策の推進では、地域における支援体制の整備を計画しております。高齢者の積極的な社会参加を促しております。

地域包括支援センター、地域支援事業計画では、従来どおり吉野市芦辺庁舎内に吉野市地域包括支援センターを設置し、地域支援事業と指定介護予防支援事業を行うとしています。高齢者の方が、元気なときからの一貫した連続性のある介護予防を進めるための事業でございます。

介護事業サービス基盤整備では、従来参酌標準で施設・居住系サービスの増設が制限されておりましたが、平成22年10月7日に地方分権の趣旨を踏まえ、市町において地域の実情に応じた施設整備を責任を持ってできるとなりました。

市内特別養護老人ホームの待機者が115名おられる中、早期増設の要望があがっておりました。これらを踏まえ、将来予測もかんがみ、家族構成において老老介護等、今後在宅での介護力の低下が見込まれる方65名に相当する施設の増設計画をいたしました。

施設・居住系サービスの増設は、特別養護老人ホーム1カ所60人、認知症対応型グループホーム1ユニット9人です。居宅サービスも既存施設の定員増が図られております。

介護保険料の推計ですが、第4期計画では基準月額3,800円でございます。平成21年度は、実績が100.6%とほぼ計画どおりでございましたが、平成22年度は104.6%、平成23年度は106.6%と計画値を上回りました。在宅サービスの訪問介護、通所介護が増加しておりました。

増加分につきましては、介護給付費準備基金より繰入れて決算をしておりました。繰入額は、平成22年度4,070万2,000円、平成23年度7,171万1,000円となり、平成23年度末の基金残高は2,194万9,000円となりました。平成23年度は、基金の繰入なしで計算してみますと、介護保険料は月額4,500円相当になります。

これらの現状に加え、今後3年間の高齢者人口、要介護認定者の推計及びサービス事業所の意向調査をもとに、第5期におけるサービス見込み量の推計を行った結果、65歳以上の方々からいただく第5期介護保険料は月額4,970円となり、年間5万9,600円となります。

これは、第4期と比較しますと月額で1,170円の増となります。基金からの繰り入れが見込めないからでございます。

以上が計画の概要でございますが、被保険者の皆様には多額のご負担をおかけすることになりますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

これから、地方から元気にしようと考えるとき、介護保険を賢く運用し育てることが不可欠だと思います。介護保険で何でも解決しようと思った途端、地域社会は本来の力を失ってしましますし、もちろん介護保険も破綻するでしょう。

地域は、子育て、福祉、教育、環境、防災など、健全なさまざまな機能があってこそ地域であります。今後、ますます地域の連帯ときずなを深めるよう努力しなければならないと思っております。

以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） それでは、議案第3号長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてご説明を申し上げます。

長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、平成24年3月31日をもって長崎県市町村総合事務組合から外海地区衛生施設組合を脱退せしめ、長崎県市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、平成24年3月31日をもって外海地区衛生施設組合が解散することに伴い、長崎県市町村総合事務組合の共同処理する団体に変更が生じるものでございます。

次のページをお開きください。長崎県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約でございます。別表第1を次のように改めるものでございます。

別紙議案関係資料1ページをお開きください。新旧対照表で説明をさせていただきたいと存じます。

左が現行、右が改正案でございます。ご覧のように、改正案は組織する組合市町村13市8町と12の組合などの33団体でございます。

次に、別表第2についても新旧対照表でご説明をさせていただきます。

改正案、組合の共同処理する事務と団体でございますが、第3条第1項に関する事務、これは退職手当に関する事務でございます。

それから、第3条第9号に関する事務、これは非常勤職員公務災害補償費に関する事務でございます。

次のページの一番下のほうになりますけれども、第3条第13号に関する事務、これは職員研修に関する事務でございます。

この3つの事務を共同処理しておりましたので、所要の改正を行おうとするものでございます。附則といたしまして、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で第3号議案の説明を終わります。

続きまして、議案第4号壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定についてご説明いたします。

壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方自治法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴い、壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める必要があるため、地方自治法第221条第3項の規定に基づき条例を定めるものでございます。

次のページをお開きください。この条例は、予算執行の適正化等を図る観点から、これまで交付金をもって資本金等の2分の1以上の出資をしている法人等について、市長の調査権の対象となっていたものを、4分の1以上2分の1未満を出資している法人等についても条例で追加することができることとされたことにより、条例を制定するものであります。

調査等の対象となった法人については、財団法人壱岐栽培漁業振興公社、壱岐空港ターミナルビル株式会社、株式会社壱岐カントリー倶楽部、壱岐クリーンエネルギー株式会社となっております。

以上で第4号議案の説明を終わります。

続きまして、議案第5号壱岐市附属機関設置条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

壱岐市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市長の附属機関のうち、平成16年度に壱岐市次世代育成行動計画を作成するために設置された壱岐市子育て支援ネット会議について、今後見直し等がないため廃止します。

また、漁業集落環境整備用地の造成完成により、漁業集落環境整備事業による造成地利用促進検討委員会を廃止します。

一般廃棄物処理施設整備事業完了に伴い、附属機関の一部を廃止し、新たな付属機関を設置します。また、教育委員会の附属機関に係る委員会の名称の変更を行う必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表につきましては、あともってご覧いただきたいと思っております。

次のページをお開きください。壱岐市附属機関設置条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。

別表ア、市長の附属機関の部、壱岐市子育て支援ネット会議の項を削り廃止し、同じ表同部中、壱岐市一般廃棄物処理施設整備検討委員会の項、壱岐市一般廃棄物処理施設整備総合評価審査委員会の項、壱岐市郷ノ浦町環境管理センター公害防止委員会の項、壱岐市石田町環境美化リサイクルセンター公害防止委員会の項を廃止し、壱岐市クリーンセンター環境保全委員会の項、壱岐市汚泥再生処理センター環境保全委員会の項を新設し、同じ表の同部中、漁業集落環境整備事業による造成地利用促進検討委員会の項を削り廃止しようとするものでございます。

同表イ、教育委員会の附属機関の部中、壱岐市公民館運営委員会を壱岐市公民館運営審議会に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第6号壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、社会教育法の改正に伴い公民館運営協議会を公民館運営審議会に改め、スポーツ基本法の施行により体育指導員をスポーツ推進委員に名称変更を行うものでございます。

次のページをお開きください。壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

資料1の新旧対照表をお開き願います。新旧対照表は6ページでございます。左が現行、右が改正案でございます。

区分22に現行公民館運営協議会とございます。これを、改正案、公民館運営審議会に改め、同区分44に現行体育指導員とございます。これを、改正案、スポーツ推進委員に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第7号吉岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

吉岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、長崎県人事委員会の長崎県職員の給与に関する取扱いの状況を踏まえ、本市職員の給与について所要の改正を行うものでございます。

具体的には、給与構造改革における経過措置額、いわゆる減給保障の廃止等についての規定を加えるものであります。

次のページをお開きください。平成18年吉岐市条例第15号吉岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。

資料1の新旧対照表をお開き願います。7ページ8ページでございます。左が現行、右が改正案でございます。

附則第3項中、「規則で定める職員を除くには」の次に、「平成28年3月31日までの間」を加え、同項にただし書きを加えております。

現行の規定においては、給与構造改革の切りかえ日である平成18年4月1日の前日の給料月額に現在の給料月額が達しない場合は、現在の給料月額に100分の99.1を乗じて得た額と、切りかえ日前、つまり平成18年3月31日の給料月額との差額を保障する旨及び55歳超の職員については、当該減給保障額に100分の98.5を乗じて得た額を給料として支給する旨の規定がなされております。

現在の対象職員は、県から派遣を受けている教育指導主事のうち2名が対象となっております。

改正規定においては、この減給保障を平成28年3月31日までに廃止すること、ただし経過的に差額に相当する額は平成24年4月1日から平成25年3月31日までは当該額の2分の1、その額が5,000円を超える場合は5,000円を減じた額とし、平成26年4月1日から平成27年3月31日までは差額が1万5,000円を超える場合に限りその超える額とし、平成27年4月1日から平成28年3月31日までは差額が2万円を超える場合に限りその超える額とするものでございます。

この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第 8 号 吉岐市嘱託職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

吉岐市嘱託職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正において、一般職の一部の非常勤職員について育児休業の適用がなされたことを踏まえ、特別職の非常勤職員である本市嘱託職員についても育児休業の適用の対象を拡大するため所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開きください。吉岐市嘱託職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

資料 1 の新旧対照表をお開き願います。9 ページ 10 ページでございます。左が現行、右が改正案でございます。

13 条第 2 項でございますが、これまで第 2 種嘱託職員の休暇として規定されていなかった産前産後休暇を新規に規定するものであります。これまでは、お産のために休むことはもちろんできておりましたが、休暇として付与していけなかったため、職員としての身分が中断するようになっておりました。なお、無給の休暇として付与するものであります。

第 15 条は、これまで第 1 種嘱託職員にしか認めていなかった育児休業を、第 2 種嘱託職員にも承認することができるように改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 堤教育次長。

〔教育次長（堤 賢治君） 登壇〕

教育次長（堤 賢治君） 議案第 9 号についてご説明を申し上げます。吉岐市公民館条例の一部改正について、吉岐市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますけれども、地域主権第 2 次一括法による社会教育法の一部改正に伴いまして、公民館運営審議会委員の委嘱及び任命の基準につきまして条例で定めることとされたので、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。吉岐市公民館条例の一部を次のように改正します。

現行の条例が全 12 条で構成をされておりますので、第 7 条の次に第 8 条といたしまして公民館運営審議会の条項を加え、全 13 条の条例といたします。

1項では審議会の設置、2項では委員の委嘱の基準は文部科学省で定められた参酌基準どおりに定めること、第3項では委員の定数や任期を、第4項では報酬等について定めております。

以下、ご覧のとおりでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

資料1の新旧対照表は11ページからでございますけれども、あともってご覧をいただきたいと存じます。

次に、議案第10号についてご説明をいたします。壱岐市体育施設条例の一部改正について、壱岐市体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございます。これまでのスポーツ振興法の全部を改正する形で、新しくスポーツ基本法が制定をされました。これまで旧法を引用いたしておりましたので、関係部分について整備を行うものでございます。

また、中学校統廃合によりまして廃止となりました旧中学校体育館について、活用を図るため所要の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。壱岐市体育施設条例の一部を次のように改正します。

第1条第1項中、スポーツの振興をスポーツの推進に改めます。

同条第2項の表中、鯨伏中学校を旧鯨伏中学校に、旧中学校体育館についてもご覧のように改正をしようとするものでございます。

第5条につきましても、同様に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

新旧対照表につきましては13ページからでございますが、あともってご覧をいただきたいと存じます。

次に、議案第11号についてご説明を申し上げます。スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますけれども、スポーツ振興法の全部を改正する形で新しくスポーツ基本法が施行されましたことに伴いまして、関係条例の整理を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例といたしまして、次の条例を改正いたします。

第1条では、壱岐市ふれあい広場条例の一部改正、第2条では、壱岐市石田ふれあいの森広場条例の一部改正、第3条では、壱岐市筒城浜ふれあい広場条例の一部改正でございます。いずれ

も旧法を引用いたしておりましたので、関係部分について整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

新旧対照表は15ページからでございますけれども、あともってご覧をいただきたいと存じます。

以上で議案第9号から11号につきましての説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

〔教育次長（堤 賢治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第12号苓崎市芦辺浦住民集会所条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案第12号苓崎市芦辺浦住民集会所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、内規的に取り扱っております管理運営状況を見直し、公の施設にかかる指定管理者制度の導入を促進するため、所要の改正を行うものでございます。

この施設は、現在苓崎市商工会に一部管理委託を行っている施設でございます。商工会の組織の再編に対応させるものであります。

次のページをお開きください。苓崎市芦辺浦住民集会所条例の一部を次のように改正する。

議案関係資料1の新旧対照表18ページをお開きください。

第2条につきましては、表記の修正でございます。

第3条につきましては、住民集会所の管理運営及び管理代行等としまして、指定管理者に管理を行わせることができるとしてあります。

また、業務の内容について、第2項1号維持管理業務、2号利用に関する業務等を記載しております。

第4条につきましては、現行条例が運営協議会となっておりますが、今まで商工会芦辺地区の理事さんで組織してありました。指定管理者制度では協議会の必要がありませんので削除いたしております。

改正後の第4条については、利用の許可を明記しております。

第5条は、利用料金としまして現行条例が、1階貸事務所の料金体系しか明記されていませんでしたので、1階部分以外の2階についても詳細に別表に明記いたしております。

現行の第6条、管理の代行等につきましては、改正第3条に管理運営とあわせて記載してあります。今後、指定管理者制度にもスムーズに対応できるよう、条例として施設の維持管理を図って

いきたいと考えております。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 山内市民部長。

〔市民部長（山内 達君） 登壇〕

市民部長（山内 達君） 議案第13号壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

壱岐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、国の災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に基づき、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。改正の内容でございますが、第4条第1項第1号では、維持していた遺族の中で兄弟姉妹は除くとなっておりますけれども、東日本大震災の被害の甚大さにかんがみ、支給対象が拡大をされ、次の3号を追加しております。

死亡者に係る配偶者と子、父母、それから孫、祖父母がいずれも存しない場合であっても、同居や生計が同じであった兄弟姉妹がいた場合は災害弔慰金を支給することになります。

附則といたしまして、平成23年3月11日以後でございますから、東日本大震災以後に発生した災害による死亡した方へ国の法律の基準に基づき適用することにしてまいります。

以上で説明を終わります。

〔市民部長（山内 達君） 降壇〕

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。山口保健環境部長。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 登壇〕

保健環境部長（山口 壽美君） 議案第14号壱岐市介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

壱岐市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日提出でございます。

提案理由といたしまして、第5期介護保険事業計画の策定に伴い介護保険料率を改正する必要があるものでございます。

次ページをお開きください。壱岐市介護保険条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の23ページをお開きください。第5条で、平成24年度から26年度までの各年度における保険料率を改正しております。

第5条で、(4)が基準額で、本人世帯の所得等により減額増額が6段階に区分されております。

改正案で、(4)の5万9,600円は、第2号議案で説明いたしました第5次保険料4,970円の1年分に相当いたします。

(1)につきましては、50%の減額でございます。(2)につきましては、40%の減額でございます。(3)につきましては、25%の減額でございます。(5)につきましては、25%増でございます。(6)につきましては、50%増でございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものといたします。

これで議案第14号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

続きまして、議案第15号壱岐市芦辺町資源化センター条例の廃止についてご説明申し上げます。

壱岐市芦辺町資源化センター条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

本日提出でございます。

提案理由といたしまして、壱岐市クリーンセンターの稼働に伴い、旧町ごとに所在したごみ処理施設を廃止しようとするものでございます。

附則として、この条例は平成24年4月1日より施行するものでございます。

以上で議案第15号についてご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

〔保健環境部長(山口 壽美君) 降壇〕

議長(市山 繁君) 桝崎農林水産部長。

〔農林水産部長(桝崎 文雄君) 登壇〕

農林水産部長(桝崎 文雄君) 続きまして、議案第16号壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、指定管理者に施設の管理を行わせることができるよう所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。壱岐市死亡獣畜取扱場条例の一部を次のように改正しようとする

るものでございます。

第3条委任を第8条とし、第2条の名称及び位置の次に5条を加える。3条の使用料でございますが、死亡獣畜取扱場を利用するものは別表に定める使用料を納付しなければならない。

4条は使用料の減免でございます。

5条が遵守事項。

6条で管理の代行等でございますけども、市長は死亡獣畜取扱場の管理運営上必要があると認めるときは指定管理者に死亡獣畜取扱場の管理を行わせることができる、でございます。

次のページをお開き願います。7条といたしまして、利用料の收受等でございます。前条第1項の規定により、指定管理者に死亡獣畜取扱場の管理を行わせる場合においては、当該指定管理者に施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として收受させることができるものとする。このように改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

配付資料の資料1の24ページから26ページに新旧対照表を載せておりますので、あともってご覧をいただきたいと思っております。

以上で議案第16号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（榊崎 文雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤建設部長。

〔建設部長（後藤 満雄君） 登壇〕

建設部長（後藤 満雄君） 議案第17号壱岐市営住宅条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

壱岐市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、公営住宅法の一部改正に伴い、壱岐市営住宅条例について所要の改正を行うものであります。

次のページをお開き願います。まず、この条例の改正につきましては、地域主権改革一括法の施行に伴いまして公営住宅法並びに同法施行令におきまして、入居者条件のうち同居親族要件が撤廃になるために、改めて壱岐市におきましてはそれを引き続き存続をするというために、今回この条例を改正いたすものでございます。

壱岐市営住宅条例の一部を次のとおり改正するものでありまして、第6条中、老人、身体障害者、その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして、令第6条第1項で定めるものにあつては第2号から第6号までを削り、同条第1号に次のただし書きを加える。

恐れ入りますが、資料の27ページから30ページまでございますが、27ページをお開きを

願いたいと思っております。

第6条の左のアンダーラインを引いた部分につきましてを削除いたしまして、第1号の次に右側の改正案といたしましてただし書きから、以下イからクの条例に法律に該当いたします方々を入居者条件とするということを盛り込むものでございます。このイからクの方々を、以下単身入居者資格というものでございます。

次のページをお開きを願いたいと思っております。第7条第1号に次のただし書きを加える。資料の、恐れ入りますが29ページをお開きを願いたいと思っております。ただし書きの部分を加えることにいたしております。

それから、また本文に戻りますが、第8条第2項中老人を単身入居者資格に改めるものでございます。恐れ入りますが、29ページの右下のところをご覧いただきたいと思っております。

それから、資料の30ページをお開きを願いたいと思っております。附則の第5項を削除いたすものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第17号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第18号壱岐市水道水源保護条例の一部改正についてをご説明を申し上げます。

壱岐市水道水源保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由といたしまして、壱岐市水道水源保護審議会の組織及び構成員を見直し、変更するためでございます。

次のページをお開きを願います。今回改正するものは、壱岐市議会の活性化特別委員会からのご意見も踏まえまして、審議会の構成委員の変更を行うものであります。

第5条第1項中に、10人を8人に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号といたすものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

資料の31ページをお開きを願います。10人を8人に改めまして、以下1つずつ繰り上がるものでございます。

これで議案第18号の説明を終わらせていただきます。

以上、審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔建設部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第 19 号 壱岐市三島航路船客待合所条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

壱岐市三島航路船客待合所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、郷ノ浦渡良地区改修工事によりフェリーみしま着岸岸壁の場所が変更になったことに伴う待合所の移転のため、待合所の位置を変更するものであります。

次のページをお開きください。壱岐市三島航路船客待合所条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。渡良浦船客待合所の位置を、壱岐市郷ノ浦町渡良浦 1 番地 2 から壱岐市郷ノ浦町渡良浦 1 番地 15 に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で議案第 19 号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 松本消防長。

〔消防長（松本 力君） 登壇〕

消防長（松本 力君） 議案第 20 号 壱岐市消防関係手数料条例の一部改正についてご説明をいたします。

壱岐市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由といたしましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令ほか上位法の改正に伴うものでございます。

次ページをお開きください。壱岐市消防関係手数料条例の一部を次のように改正する。

改正条例、新旧対照表 33 ページから記載のとおりでございます。これは、壱岐市においては該当する施設はありません。

附則として、この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 21 号についてご説明をいたします。壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について。壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、壱岐市消防団員の組織再編、定数の変更及び出動手当の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次ページをお開きください。壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中、1,105人を1,020人に改める。これは、団員の条例定数の改正で85名の減であります。

第12条の表、本部部長の項を削るということで、これは第3期消防団組織がえに伴い、本部部長を廃止したため削除をいたしました。

第13条の表、出勤手当の項、金額の欄中700円を1,000円に改める。県下で出勤手当が低いという議会での指摘により、内部検討し、今回改正をさせていただいております。

附則として、この条例は平成24年4月1日から施行する。ご審議のほどよろしく願いいたします。

〔消防長（松本 力君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第22号壱岐市設置による勝本町優良牛の保留に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例等の廃止についてご説明を申し上げます。壱岐市設置による勝本町優良牛の保留に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例等を廃止する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、壱岐市合併に伴い施行されていた旧町の経過措置を定める条例及び暫定施行されていた条例について、経過措置期間の終了等により廃止をしようとするものでございます。

次のページをお開きください。次に掲げる条例を廃止する。第1号、壱岐市設置による勝本町優良牛の保留に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例（平成16年壱岐市条例第233条）。

第2号、壱岐市設置による勝本町観光事業振興条例の失効に伴う経過措置を定める条例（平成16年壱岐市条例第234条）。

第3号、芦辺町集落機構の整備並びに運営に関する条例（昭和37年芦辺町条例第7号）。

第4号、芦辺町納税組合報償条例（昭和30年芦辺町条例第22号）。

附則といたしまして、この条例は公布の日からでございます。

以上で議案第22号の説明を終わります。

続きまして、議案第23号公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称は壱岐市自動車教習場。位置でございますが、壱岐市郷ノ浦町田中触

991番1。

2、指定管理者となる団体は、佐世保市椎木町320番地、名称は株式会社共立自動車学校、代表取締役長島正氏でございます。

3、指定期間、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間といたしております。

提案理由でございますが、壱岐市自動車教習場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

なお、地方自治法第244条の2第6項の規定は、公の施設の設置、管理及び廃止に関する規定となっております。

以上で議案第23号の説明を終わります。

続きまして、議案第24号公の施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置でございますが、名称、壱岐市高等職業訓練校、位置、壱岐市郷ノ浦町田中触1212番3、1213番地5。

2、指定管理者となる団体は、壱岐市郷ノ浦町田中触1212番3、名称は、壱岐市高等職業訓練協会会長宮坂幸秋氏でございます。

3、指定期間、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間といたしております。

提案理由でございますが、壱岐市高等職業訓練校の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経ようとするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 浦企画振興部長。

〔企画振興部長（浦 哲郎君） 登壇〕

企画振興部長（浦 哲郎君） 議案第25号についてご説明申し上げます。公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

記。1、公の施設の名称及び位置でございます。名称、筒城浜ふれあい広場、位置、壱岐市石田町筒城仲触1856番地7ほかであります。

2、指定管理者は、壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦281番地6、壱岐市観光協会会長長嶋立身でございます。

3、指定の期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間でございます。
提案理由は、筒城浜ふれあい広場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経るものとするものであります。

次に、議案第26号についてご説明申し上げます。公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

記。1、公の施設の名称及び位置は、名称、マリンパル壱岐、位置、壱岐市石田町印通寺浦471番地2であります。

2、指定管理者は、壱岐市石田町印通寺浦471番地2、有限会社マリンパル壱岐、取締役赤木英機でございます。

3、指定の期間、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間でございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、議案第27号についてご説明申し上げます。公の施設の指定管理者の指定について、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

記。1、公の施設の名称及び位置は、名称、壱岐市シーサイド小水浜、位置は壱岐市郷ノ浦町渡良南触104番地先及び渡良東触2903番地1。

2、指定管理者は壱岐市郷ノ浦町新田触492番地、壱岐学友会会長大島耕司でございます。

3、指定の期間、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間でございます。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもって議案第25号から議案第27号までの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

〔企画振興部長（浦 哲郎君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 桝崎農林水産部長。

〔農林水産部長（桝崎 文雄君） 登壇〕

農林水産部長（桝崎 文雄君） 続きまして、議案第28号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてご説明を申し上げます。

地方自治法第9条の5第1項の規定により、本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更するものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由、壱岐市芦辺町箱崎諸津触字破戸ノ元地先の諸津漁港、後諸津地区の公有水面埋立により生じた土地について、議会の議決を経て確認し、字の区域を変更しようとするものでござい

ます。

次のページをお願いいたします。位置といたしまして、壱岐市芦辺町箱崎諸津触字破戸ノ元703の7地先及び703の7及び703の8に隣接する防波堤地先。面積といたしまして、182.97平方メートルでございます。

編入する区域は字破戸ノ元でございます。

次のページをお開き願います。字図と位置図を添付いたしております。赤い色で着色しているところがあらたに生じた土地でございます。

この埋立地の目的は、漁港施設用地物揚場用地でございます。

続きまして、議案第29号八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約の変更についてご説明を申し上げます。

八幡浦地区特定漁港整備工事請負契約を下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本日の提出でございます。

- 1、契約の目的、八幡浦地区特定漁港整備工事。
- 2、契約の方法、随意契約。
- 3、変更後契約金額、4億1,874万円、現契約金額4億7,140万8,000円、5,266万8,000円の減額でございます。
- 4、契約の相手方、壱岐市芦辺町諸吉二亦触560番地2、株式会社岡本組、代表取締役岡本一孝。

提案理由でございます。外防波堤の地盤改良作業中に台風並みの冬期風浪が発生し、特殊作業船が損壊した。作業船の復旧が直ちにできず、工事継続が見込まれなくなったため、特殊基礎工事の施工済部分を出来高として減工し、変更契約するものでございます。

次のページをお開き願います。計画平面図でございます。外防波堤、赤色で着色をしているところでございます。L=30メートルは上部工の表示をしておりますので、当初契約と変わっておりません。

次のページに、防波堤を縦に切った縦断図を添付いたしておりますのでお開き願いたいと思います。図面の左側に凡例を載せております。黒色が平成21年度までに施行した区間、黄色が平成22年度、昨年度の実施区間でございます。そして、赤色着色部分が本年度、今回変更しようとする区間でございます。

提案理由で述べました特殊基礎工事を、当初は防波堤の全部、先端まで施工するように計画いたしておりましたが、11月30日から12月1日にかけての冬期季節風によりまして地盤改良をする作業船が損壊し、修理復旧のめどが立たなくなったため、地盤改良の基礎工事ができたと

ころまで図面で基礎高4.6メートルと表示をいたしておりますが、ここで精算し堤体工、上部工については当初計画のとおり変更するものでございます。

また、柿色は平成23年度八幡浦漁港に国からまた追加割り当てがありましたので、その施行区間をあらわしております。今回の工事量を減らした基礎工の地盤改良も、本年度の追加割り当てと合わせて発注するように計画をいたしております。

次のページに、基礎の地盤改良の詳細図を添付いたしておりますので、お聞き願いたいと思います。

この地盤改良工法は、サンドコンパクションパイル工法と申しまして、振動をさせながら砂を圧入して締め固め砂ぐいをつくる工法で、上にコンクリートの構造物を乗せても沈下が少なく、圧密期間を長くとも堤体上部の工事が継続してできるということが特徴でございます。

この作業船がサンドコンパクション船といまして、ケーシングを振動機で所定の深さまで陥入して、ケーシング先端から砂を排出しながら引き揚げ、打ち戻しを繰り返して砂ぐいをつくっていくという手順となっております。

この詳細図の着色もさきほどと同じで、赤色の176本と柿色の144本、計320本の砂ぐいをすべて完了する計画でございましたが、作業船の損壊によりまして今回上程をいたしております議案のとおり、基礎工の工事量を減らしていただきまして請負契約の減額変更を行うものであります。

砂ぐいの144本の施工につきましては、先ほどご説明いたしましたように八幡浦漁港の追加割り当て予算と合わせて3月中旬ごろに発注をする予定にいたしております。

以上で議案第28号と29号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（榊崎 文雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第30号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

平成23年度壱岐市の一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ957万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238億8,812万2,000円とします。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により定めております。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」によるものでございます。
本日の提出でございます。

次に、3ページから5ページをお開き願います。「第1表歳入歳出予算補正」、歳入及び歳出の補正の款項の区分、補正額等については、「第1表歳入歳出予算補正」に記載の3ページから5ページのとおりでございます。歳入歳出予算補正の内容については、事項別明細書で、後ほどご説明いたします。

次に、7ページをお開き願います。「第2表繰越明許費」、4衛生費2清掃費の勝本町自給肥料供給施設車庫棟増築事業のほか9件の事業、総額4億1,258万6,000円を年度内にその事業が終わらない見込みでありますので、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費を計上いたしております。

次に、8ページ9ページをお開き願います。「第3表地方債補正」、1変更、辺地対策事業債の補正前限度額3億1,630万円を、補正後限度額3億1,450万円に減額変更しております。

主な変更内容は、市道銀台線改良ほか2路線、芦辺漁港漁業集落環境整備、三島小学校原島分校屋内運動場改築工事の実績見込みで、180万円の減額補正をいたしております。

過疎対策事業債の補正前限度額3億1,340万円を補正後限度額3億560万円に減額変更しております。

主な変更内容は、八幡浦漁港特定漁港整備、郷ノ浦町漁協初瀬製氷施設改修、防火水槽新設事業、公共下水道事業等の実績見込みで780万円の減額補正をいたしております。

土木債の補正前限度額1億9,770万円を、補正後限度額1億8,980万円に減額変更しております。

主な変更内容は、公営住宅建設の桜木団地整備事業、臨時地方道整備事業の市道寺源田改良事業のほか1件、自然災害防止事業の宇土(2)地区急傾斜地崩壊対策事業のほか5件の実績見込みで、790万円の減額補正をいたしております。

合併特例事業債の補正前限度額22億310万円を、補正後限度額22億7,490万円に増額変更しております。

主な変更内容は、地域情報通信推進事業等の2次申請で同意を得ましたので、7,180万円を増額補正いたしております。

それでは、ここで事業別明細書により主要部分のみのご説明をいたします。

補正第9号は、入札等により事業費減額及び事業執行の不用額等について減額補正をいたしており、それらに伴う特定財源について補正を行っております。

14、15ページをお開き願います。まず、歳入についてご説明いたします。

12款分担金及び負担金、1項分担金、2目災害復旧費分担金、農地等災害復旧費受益者分担

金428万4,000円の減額は、災害復旧費県補助金の増嵩及び入札執行等、事業費減額により受益者分担金を減額補正いたしております。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、生活保護費負担金の1,661万3,000円の追加補正は過年度精算分であります。2項国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金、1節水産業費補助金、産地水産業強化支援事業補助金129万6,000円の減額は、郷ノ浦町漁協初瀬製氷施設改修事業費、減額により国庫補助金の減額補正をいたしております。3節農業費補助金、経営体育成支援事業345万8,000円の減額は、経営体の事業の取り下げ及び入札執行による減額補正をいたしております。5目土木費国庫補助金、2節住宅費補助金の地域住宅交付金1,113万3,000円の減額のうち862万円の減額は、桜木団地新築工事入札執行等により減額補正をいたしております。6目消防費国庫補助金、1節消防費補助金の消防防災施設等整備費補助金127万3,000円の減額は、防火水槽新設工事の入札執行により減額補正をいたしております。

次に、16、17ページをお開きください。15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、3節児童福祉費補助金の福祉医療費補助金734万2,000円の減額は、医療費の実績見込額による減額、子育て支援対策臨時特例交付金220万円の増額は、送迎事業補助金の増額補正によるものであります。4目農林水産業費補助金1節農業費補助金のながさき食と農支援事業補助金841万8,000円の減額は安全安心食料供給体制整備及び集落営農担い手支援の入札執行により、減額補正をいたしております。3節水産業費補助金の地域水産物供給基盤整備事業費補助金404万2,000円は八幡浦地区増殖場施設整備工事の入札執行による減額補正と、離島漁業再生支援交付金448万8,000円の減額は協定参加世帯の減により減額補正いたしております。6目土木費県補助金、1節河川費補助金の急傾斜地崩壊対策事業費補助金250万円の減額は、工事入札執行により減額補正をいたしております。

次に、18、19ページをお開きください。9目災害復旧費県補助金、1節農地及び農業用施設災害復旧費補助金790万6,000円の減額は、実施設計額による減額補正をいたしております。

18款繰入金、2項基金繰入金、地域振興基金繰入金970万円の減額は、国民宿舎壱岐島荘耐震補強工事及びリニューアル工事の入札執行により減額補正をいたしております。

次に、20款諸収入、4項雑入、後期高齢者医療制度特別対策補助金653万円の増額は、75歳以上対象の長寿・健康増進事業の入湯券、はり、きゅう等助成券交付実施に対し交付されるため増額補正をいたしております。

次に、20、21ページをお開き願います。21款市債、1項市債、1目辺地対策債から6目の合併特例債の増減額の内容につきましては、8ページ、9ページの「第3表地方債補正の変

更」で説明いたしましたとおりでございます。

次に、22、23ページをお開き願います。歳出について、主要内容をご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、3目財政管理費、25節積立金4億231万8,000円の増額補正は、後年度における公債費償還額の財源確保のため減債基金へ追加積立をいたしております。

次に、24、25ページをお開き願います。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、13節委託料のシステム改修業務400万円の減額は、住民基本台帳法一部改正、外国人住民にかかるもので、システム改修業務の入札執行による不用額を減額補正いたしております。

次に、26、27ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の乳幼児、母子、寡婦福祉医療費1,588万4,000円の減額は、実績見込みによる不用額を減額補正いたしております。3目老人福祉費、13節委託料47万1,000円の減額と15節工事請負費428万9,000円の減額は、苓岐市納骨堂改修工事の未執行により減額補正をいたしております。

次に、28、29ページをお開き願います。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、19節負担金補助及び交付金220万円の増額は、地域子育て創生事業の放課後児童クラブ送迎車購入に係る補助金を増額補正いたしております。

次に、32、33ページをお開き願います。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金はながさき食と農支援事業である安全安心食料供給体制整備事業1,027万1,000円の減額は、入札執行による不用額を減額補正しております。

次に、36、37ページをお願いいたします。4目漁港漁場整備費、15節工事請負費水産基盤整備工事570万円の減は、八幡浦地区増殖場施設整備工事の入札執行による不用額の減額補正と、八幡浦漁港外防波堤の内示増額によりまして所要の補正をいたしております。

6款商工費、1項商工費、4目観光費の国民宿舎苓岐島荘耐震補強工事及びリニューアル工事の入札執行により、設計監理126万円の減額と改修工事費970万円の減額補正をいたしております。

次に、38、39ページをお開き願います。7款土木費、7項住宅費、1目住宅管理費の安全・安心住まいづくり支援事業は、民間木造住宅耐震診断業務委託の実績により27万円の減額と、耐震改修計画作成補助金及び耐震改修工事補助金及び民間建築物吹付アスベスト改修支援事業並びに建築物耐震化事業については、補助金申請がなかったため全額減額補正いたしております。

次に、40、41ページをお願いいたします。2目住宅建設費の公営住宅建設事業は、桜木団地新築工事入札執行による不用額1,627万円を減額補正いたしております。

次に、42、43ページをお開き願います。9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、14節使用料及び賃借料のOA機器借上料4,538万1,000円の減額は、小学校教育用OA機器借上料の更新延長による不用額の減額で、18節備品購入費280万円の減額は教育振興基金、備品購入実績により減額補正いたしております。

次に、44、45ページをお願いいたします。10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地及び農業用施設災害復旧費におきましては、各災害復旧事業の実施設計額による減額で3,506万3,000円を減額補正いたしております。公共災害、農地58カ所、施設9カ所でございます。

11款公債費、1項公債費の地方債利子償還金2,200万円の減額は、22年度繰越事業に係る地方債借入利息及び一時借入金の利息の不用額719万3,000円を減額補正いたしております。

給与費明細書は47ページから49ページでございます。

次に、50ページに地方債の見込みに関する調書をそれぞれに記載しております。地方債の23年度末現在高、見込額は303億3,021万7,000円となります。

なお、別途資料の2の平成23年度2月補正予算案概要で詳細な概要及び基金の状況並びに繰越明許費について記載をいたしておりますので、主な内容のみの説明とさせていただきます。

以上で平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第9号）について説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 登壇〕

保健環境部長（山口 壽美君） 議案第31号平成23年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

平成23年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,889万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,566万2,000円とする。第2項については記載のとおりでございます。

本日提出でございます。

8、9ページをお開きください。歳入の1款1項国民健康保険税、1目の一般被保険者健康保険税の4,918万1,000円の減につきましては、課税所得の減少により調定額の減によるものでございます。

4 款の国庫支出金、2 項国庫補助金、財政調整交付金 1 億 2,230 万 9,000 円の減額につきましては、財政調整も含めて予算計上しておりましたので、決算見込みにあわせて減額をいたしております。

5 款県支出金、1 項県負担金につきましても、実績により減額をいたしております。

10 ページ、11 ページをお開きください。8 款 1 項共同事業交付金、2 目保険財政共同安定化事業交付金につきましても、決算見込みにあわせて 6,146 万 2,000 円の減額をいたしております。

10 款繰入金、2 項基金繰入金でございますが、これにつきましては上記の減額により財政調整基金から繰入を 2 億 2,083 万 9,000 円を行っております。

続きまして、12 ページ、13 ページをお願いします。歳出ですが、1 款 1 項総務管理費の 13 節の委託料の 300 万円の減額につきましては、法改正がシステム改修を必要としなかったため減額をいたしております。

2 款保険給付費の 19 節負担金補助及び交付金の増は、一般被保険者高額療養費の増によるものでございます。

続きまして、14 ページ、15 ページをお願いします。7 款共同事業拠出金、1 高額医療費拠出金、2 目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、実績により減額をいたしております。

8 款 1 項特定健康診査等事業費の委託料の減額につきましては、健康診査の実績見込みにより減額をいたしております。

以上で議案第 31 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 32 号平成 23 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

平成 23 年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 9,444 万 5,000 円とする。2 項につきましては、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2、3 ページをお開きください。第 1 表歳入歳出予算の補正でございます。歳出の増につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増による 22 万 9,000 円増額をいたしております。

歳入といたしまして、一般会計繰入金より充当をいたしております。

以上で議案第 32 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 33 号平成 23 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）につ

いてご説明申し上げます。

平成23年度吉岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,324万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,063万8,000円とする。2項については記載のとおりでございます。

本日提出でございます。

8、9ページをお開きください。歳入の1款1項介護保険料の減につきましては、所得の減少による調定額と1号被保険者の当初見込みより130人減によるものでございます。

3款1項国庫負担金につきましては、介護給付費の増によるものでございます。

3款2項国庫補助金につきましては、第5期介護保険計画に伴う介護予防実態調査分析事業が国庫補助金対象によるもので計上いたしております。

第5款1項県負担金の増は、高額介護サービス費の増によるものでございます。

7款1項一般会計繰入金の減は、介護予防費実態調査分析事業が国庫補助金に該当したためによる減でございます。

7款2項基金繰入金は、介護サービス給付費増及び22年度精算国庫等変換金の財源といたしております。

12、13ページをお開きください。歳出でございますが、1款3項介護認定審査会費の増は、介護認定審査者の増によるものでございます。

2款1項介護サービス諸費の増は、介護サービス給付費の増によるものでございます。

2款3項高額介護サービス費の増は、高額介護サービス費の償還払いの増によるものでございます。

6款1項償還金及び還付加算金の増は、22年度介護給付費の精算による返納金によるものでございます。

以上で議案第31号から33号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤建設部長。

〔建設部長（後藤 満雄君） 登壇〕

建設部長（後藤 満雄君） 議案第34号平成23年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

平成23年度吉岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,102万

8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億769万3,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

本日の提出でございます。

恐れ入りますが、8、9ページをお開き願います。予算の事項別明細書でございますが、2の歳入、4款繰入金、1項一般会計繰入金でございますが、人件費の減によりまして412万8,000円を減額をいたしております。

続きまして、6款の諸収入、2項雑入の1目の雑入でございますが、これは八幡芦辺線ほか6路線の工事補償金の減額に伴いまして690万円を減額をいたしております。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。3の歳出でございますが、2目の施設管理費の委託料でございますが、それぞれ施設管理業務あるいは汚泥の処分量の減額に伴いまして422万円を減額いたしております。また、15節の工事請負費につきましては、先ほど申し上げました八幡芦辺線ほか6路線の補償工事の減額によりまして740万円の減額をいたしております。

12ページにつきましては、給与明細書を掲載いたしております。

以上で議案第34号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第35号平成23年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

平成23年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,078万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,349万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

地方債の補正は記載のとおりでございます。

本日の提出であります。

続きまして、4ページ、5ページをお開きを願います。「第2表繰越明許費」でございますが、今回下水道工事費の補助事業分で2件、これが1,510万円でございます。それから、起債事業で3件、これは亀川の雨水渠の関係3件でございますが、これが3,330万円、合計5件工事によりまして4,840万円を繰り越す予定でございます。

続きまして、5ページの「第3表地方債の補正」でございますが、下水道事業債、当初

6,460万円を予定をいたしておりましたが、今回490万円の減額をいたしまして5,970万円といたしております。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。予算事項別明細書でございます。2の歳入、第1款分担金及び負担金、1項の負担金でございますが、1目の建設費負担金でございますが、加入者の減少によりまして400万円の減額をいたしております。

2款の下水道使用料でございますが、これは使用料の減少に伴いまして210万円の減額をいたしております。

3款の国庫支出金でございますが、当初内示が1億円、それから震災の関係等もありまして500万円減額をされたところでございますが、さらに今回それが復元をされたために500万円の増額内示が来ております。それに伴いまして250万円今回増額をいたしております。

4款の県支出金につきましては、芦辺漁港漁業集落環境整備事業の精算に伴います94万4,000円の減額をいたしております。

5款の繰入金につきましては、一般会計から公共下水、それから漁集分で合計1,075万3,000円の減額補正をいたしておるところでございます。

8款の市債につきましても、同様に公共下水道あるいは漁集の環境整備事業の減額によりまして490万円の減額補正をいたしておるところでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開きを願います。3の歳出でございます。

1款の下水道事業費、2目の施設管理費でございますが、これが施設管理業務の精算に伴います減額と、それから污泥処分量の減少に伴いまして、合計250万円の委託料で減額をいたしております。それから、2項の施設整備費の1目施設整備費でございますが、工事請負費がそれぞれ事業の精算予定によりまして818万円減額補正をいたしております。

それから、2款の漁業集落排水整備事業費の1項管理費、1目一般管理費の19節負担金補助及び交付金でございますが、下水道加入者の減少によりまして、加入促進助成金と配管助成金の減額440万円をいたしております。

それから、2項の施設整備費、1目の施設整備費でございますが、工事費の減少に伴いまして257万円の減額をいたしております。

次に、16ページ、17ページをお開きください。16ページにつきましては給与明細書、それから17ページにつきましては、地方債の本年度末の見込み額19億4,344万7,000円を掲載をいたしております。

以上で議案第35号についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

〔建設部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時15分といたします。

午後2時04分休憩

午後2時15分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。山内市民部長。

〔市民部長（山内 達君） 登壇〕

市民部長（山内 達君） 議案第36号平成23年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

平成23年度壱岐市の特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ235万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,540万8,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

次に、8ページをお開き願います。歳入でございますけれども、1節施設介護費の2,000万円の減額ですが、今年度は入所者の死亡退所者が多く、次期入所者調査の期間は空きベッドとなり稼働率が低下したため、介護保険料等の収入が減額となる見込みでございます。2節の短期入所者生活介護費の1,409万6,000円の増額は、先ほど申し上げましたベッドが今度空いておった関係で、それをショートステイの入所者を受け入れをしたために介護保険料等が増額する見込みでございます。

次に、10ページをお開きください。歳出関係でございますけれども、報酬を初めといたしまして、予算の精算見込み額に応じましてそれぞれ増額、減額補正をいたしております。

以上で説明を終わります。

〔市民部長（山内 達君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第37号平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。平成23年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17万

3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,360万7,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

本日の提出でございます。

2ページ、3ページにつきましては、歳入歳出予算補正でございます。

5ページから7ページにつきましては、事項別明細書でございます。

8、9ページをお開き願います。歳入予算補正についてご説明いたします。

歳入財源としておりました一般会計からの繰入金金を、17万3,000円を減額いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出予算補正についてご説明いたします。

1款運航費、1項運航管理費、1目一般管理費でございますけれども、新規採用の嘱託職員の階層区分別基本報酬月額を上位の級で見込んでいたことにより、不用額の減額及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行による長期公的負担金率の平成23年4月までの遡及増率改定により、一般職共済組合負担金を増額計上させていただいております。

12ページ、13ページは給与明細書でございます。

以上で議案第37号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤建設部長。

〔建設部長（後藤 満雄君） 登壇〕

建設部長（後藤 満雄君） 議案第38号平成23年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

第1条、平成23年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成23年度壱岐市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。収益的支出、第1款の水道事業費に14万円補正増額をいたしまして、合計の1億4,499万6,000円といたします。

第3条、予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり定める。科目としまして、職員給与費に14万円を補正増額いたしまして、合計の1,770万3,000円といたします。

本日の提出でございます。

4ページ、5ページをお開き願います。予算の実施計画書並びに資金計画書を掲載をいたしております。

続きまして、8ページ、9ページをお開き願います。本年度末決算予定の貸借対照表を掲載をいたしております。

10ページ、11ページをお開きを願います。収益的収入及び支出の支出でございますが、1款の水道事業費、1目の総経費に14万円、これは共済年金の負担率の増のために14万円の補正増をいたしております。

以上で議案第38号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

〔建設部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第39号平成24年度壱岐市一般会計予算についてご説明申し上げます。

本年度の当初予算につきましては、市長選挙のため骨格予算で計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

平成24年度の壱岐市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ191億1,000万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30億円と定めるものであります。23年度の一時借入金最高額は50億円でしたが、24年度は廃棄物処理施設整備事業等の大型事業の完成に伴い、借入最高額の減額設定をさせていただいております。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1項第1号に定めるとおりでございます。

本日の提出でございます。

2ページをお開き願います。「第1表歳入歳出予算」、歳入及び歳出の款項の区分の金額については、「第1表歳入歳出予算」に記載の2ページから5ページのとおりでございます。歳入歳出予算の内容については、後ほど説明をさせていただきます。

6ページをお開き願います。「第2表債務負担行為」で、平成24年度以降に発生する債務負担行為の13件でございます。内容は記載のとおりでございます。

7ページをお開き願います。「第3表地方債」で、平成24年度に借り入れるもので起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。起債総限度額が17億7,760万円でございます。

それでは、事項別明細書により主要分についてご説明いたします。本年度の予算規模は191億1,000万円で、前年度と比較し36億2,500万円の減額で15.9%の減少率であります。

12、13ページをお開き願います。まず歳入の主な内容についてご説明いたします。

1款市税1項市民税は7億9,982万1,000円で、対前年度比較2,993万5,000円の減で、個人市民税におきましては個人所得の大幅な減少や法人市民税は企業収益の悪化等により減額予算となっております。

2項固定資産税は9億7,951万3,000円で、本年度におきましては土地、家屋評価がえによる減価や地価の下落に伴うもの等によりまして、対前年度5,025万3,000円の減で予算計上をしております。

3項軽自動車税は9,426万9,000円で、対前年度比較148万円の増額は軽四乗用車の増、普通車から軽自動車への買いかえなどによる増額を考慮し予算計上をいたしております。

4項市たばこ税はたばこの消費本数の減及び23年度決算見込みの95%で1億6,485万6,000円を計上いたしております。

14、15ページをお願いいたします。2款地方譲与税から16、17ページ、9款地方特例交付金までは23年度の決算見込み、及び国の財政計画等の見込みを考慮して計上いたしております。

同じく16、17ページの10款地方交付税は壱岐市の試算においては23年度の交付実績及び国の地方財政計画における交付税の伸び率等を見込み、本年度の当初予算は前年度に比して6,532万9,000円を増額し、94億6,458万8,000円を計上いたしております。

内訳につきましては、普通交付税を対前年度比0.7%の増、90億1,458万8,000円で特別交付税は前年同額の4億5,000万円を計上いたしております。

18、19ページをお願いします。2項負担金でございますが、養護老人ホームの介護保険法の規定する事業所の規定により、訪問介護事業、特定施設入居者生活介護事業、老人ホーム事業で運営を行っており、介護事業負担金及び介護事業利用者負担金の増額及び保育所の入所負担金は23年度調定額の95%を見込んで予算計上をいたしております。

続きまして、13款使用料及び手数料でございますが、1項使用料3目衛生使用料は本年度から新規に焼酎かす及び洗米水に対するし尿処理施設使用料と堆肥使用料をあわせて800万円を計上いたしております。

22、23ページをお開き願います。2項手数料2目衛生手数料ごみ処理手数料の増額につきましては、壱岐市クリーンセンターの完成に伴いごみの直接搬入等の手数料改定による増加額250万円を見込んで1,003万2,000円を予算計上いたしております。

次に、28、29ページの15款県支出金1項県負担金1目市町村権限移譲等交付金は、23年度の実績で計上いたしております。

30、31ページをお願いいたします。3目衛生費県補助金の増額は壱岐市クリーンセンター完成に伴い旧町既存施設の郷ノ浦町環境管理センター及び勝本町クリーンアンドリサイクルセンターの焼却炉解体事業の補助金として4,355万円を計上いたしております。

4目の農林水産業費県補助金1節農業費補助金の中山間地域等直接支払い制度事業は、農用地の多面的機能を守るため現在第3期対策を取り組んでいるところであり、本年度においても1億3,653万4,000円の補助金を計上しております。

また、農地・水保全管理支払い交付金34組織の799万9,000円を予算計上しております。

32、33ページをお願いいたします。7目の教育費県補助金の増は、平成26年開催、第69回国民体育大会の競技施設整備事業補助金4,062万4,000円を計上いたしております。

次に、34、35ページをお願いいたします。第16款財産収入2項財産売り払い収入、アワビ種苗売り払い収入については全額を栽培漁業振興基金積立金の財源といたしております。

36、37ページをお願いいたします。18款繰入金2項基金繰入金財政調整基金繰入金は、財源不足について1億8,000万円を取り崩し、財源の確保をいたしております。減債基金繰入金2億4,300万円は繰り上げ償還の財源に、地域振興基金繰入金1億6,200万円は壱岐島荘改修事業の財源に充当しています。

栽培漁業振興基金繰入金2,000万円は、アワビ種苗センター管理経費に、沿岸漁業振興基金繰入金3,000万円は漁獲安定対策及び漁船漁業近代化対策事業等にそれぞれ財源を充当しています。

38、39ページをお願いいたします。20款諸収入4項雑入2目雑入の上から8番目でございます。スポーツ振興くじ助成金は平成26年開催、第69回国民体育大会の競技施設整備事業の財源として5,568万3,000円を計上いたしております。

次に、42、43ページをお願いいたします。21款市債1項市債2目過疎対策事業債の中で、病院事業の医療機器購入事業に2,800万円、病院改築事業に2,080万円を計上しております。

5目合併特例事業債でごみ処理施設跡地整備事業の郷ノ浦町環境管理センター及び勝本町クリーンアンドリサイクルセンター解体に2億560万円、学校耐震事業の沼津小学校校舎に

2,610万円、勝本小学校校舎に4,370万円を財源としております。

また、財源不足に対処するために6目臨時財政対策債は平成23年度と同額の6億2,900万円を計上しております。

続きまして、歳出の説明に入りますが、主要事業のみご説明させていただきます。

48、49ページをお開き願います。2款総務費1項総務管理費1目総務管理費13節委託料自治公民館行政事務委託の2,584万9,000円を、次に、50、51ページの19節に負担金補助及び交付金自治公民館運営費935万1,000円を激変緩和措置し、予算計上しております。2年目でございます、3年間で4分の1の増減調整を行います。

次に、54、55ページをお願いいたします。5目財産管理費15節工事請負費は、郷ノ浦庁舎電話設備改修、芦辺地区貸付施設ひまわり保育園下水道接続、壱岐自動車教習所外灯設備改修に係る経費1,857万円を計上しております。

次に、56、57ページのほうをお開き願います。6目企画費19節負担金補助及び交付金に自治会公民館バリアフリー化補助金600万円、島外通勤・通学者交通費助成事業補助金として920万円を計上いたしております。

次に、58、59ページをお願いいたします。まちづくり市民力事業は、平成23年度からの事業で、市民と行政の協働により市民の自主的で創意あふれるまちづくり活動やコミュニティ活動の推進を図り、市民自ら考え行動する「まちづくり市民力事業」に対し、支援、助成をするため1,000万円を計上いたしております。

次に、62、63ページをお願いいたします。12目災害諸費には東日本大震災災害救助対策費として福島県楢葉町の被災地へ職員派遣経費132万6,000円を計上いたしております。

次に、68、69ページをお願いいたします。3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費13節委託料に住民基本台帳法一部改正に伴うシステムの外国人住民に係る住基台帳制度への移行のため、また戸籍システム改修に係る経費として2,700万円を計上いたしております。

次に、70、71ページをお願いいたします。4項選挙費3目市長選挙費は、平成24年4月任期満了により市長選挙執行経費として1,532万5,000円を計上いたしております。

続きまして、88から93ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費6目老人福祉施設費は養護老人ホーム施設運営費として2億8,595万7,000円を計上いたしております。

次に、94ページ、95ページをお願いいたします。2項児童福祉費2目児童措置費20節扶助費の子ども手当制度は平成24年度以降見直しとしており、支給対象者は中学校3年生までの子どもを養育している保護者に対し支給されます。

本年度は制度見直しを考慮し、6億7,555万2,000円を計上いたしております。財源と

して国、県負担金をあわせ4億4,613万円を充当いたしております。

次に、108、109ページをお開き願います。4款衛生費1項保健衛生費2目予防費13節委託料、予防接種で子宮頸がん等ワクチン接種事業費として3,683万円を計上しております。財源として国庫を伴う県補助金2分の1を充当しています。

次に、110、111ページのほうをお願いします。3目環境衛生費19節負担金補助及び交付金で、新規事業として住宅用太陽光発電設備設置事業に1件当たり6万円の30件分、経費として180万円を計上いたしております。

次に、114から115ページをお願いいたします。2項清掃費1目清掃総務費13節委託料に県から権限移譲されました騒音監視業務3地点の測定経費であります175万1,000円を計上いたしております。

次に、116、117ページをお願いいたします。2目じんかい処理費13節委託料、設計管理の中に芦辺町資源化センター解体工事設計業務、石田町環境美化リサイクルセンター解体工事発注仕様書作成業務、郷ノ浦町環境管理センター解体工事施工管理業務、勝本町クリーンアンドリサイクルセンター解体工事施工管理業務など、あわせて1,306万2,000円を予算計上いたしております。

15節工事請負費は、郷ノ浦町環境管理センター及び勝本町クリーンアンドリサイクルセンターの解体工事費として2億5,000万円を予算計上いたしております。財源として、廃焼却炉解体事業補助金4,355万円と合併特例事業債2億560万円を充当しています。

次に、124、125ページをお開き願います。5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費13節委託料の施設管理業務委託3,680万円で、出会いの村・猿岩物産館、風民の郷委託料を計上、有害鳥獣対策としてイノシシ、カラス、タイワンリス捕獲委託料と新規に三島のタヌキ捕獲委託料を予算計上いたしております。

次に、126、127ページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金のながさき花き100億達成推進事業は、施設利用の高度化、省力化を図る設備の導入による企業的農家の育成、新規導入による花き生産者のすそ野拡大や他部門生産者からの品目転換を図るため、今年度は小菊生産資材1.2ヘクタール分の事業費として187万4,000円を計上いたしております。

次に、126から131ページをお願いいたします。4目畜産業費の中で和牛共進会経費として市代表牛選考会、県代表牛選考会、第10回全国和牛能力共進会長崎大会負担金及び応援者旅費助成として2,111万5,000円を予算計上いたしております。

19節負担金補助及び交付金の地域肉用牛緊急増頭対策事業につきましては23年度からの事業で、繁殖雌牛群の系統の均衡を図るため県家畜導入事業以外の導入牛に対し1頭当たり8万円、合計200頭1,600万円を予算計上しております。

また、地域肉用牛生活活性化プロジェクト推進事業は、肉用牛淘汰更新対策補助金で1頭2万円の600頭、1,200万円を予算計上いたしております。

次に、140、141ページをお開き願います。3項水産業費2目水産業振興費19節負担金補助及び交付金の漁獲共済掛金の5%を補助する漁獲安定対策事業補助金261万9,000円と漁船機器導入に対し補助率3分の1以内、15万円上限の事業の漁船漁業近代化対策事業補助金800万円、漁船保険掛金の5%補助の漁船漁業安定対策事業補助金697万1,000円を予算計上いたしております。

次に、146、147ページをお願いいたします。6款商工費1項商工費2目商工振興費13節委託料の物産展開催委託は博多駅のリニューアルオープンにより博多駅前広場において壱岐市観光物産PRイベントを実施するため、博多駅前広場観光物産PR事業に257万円を予算計上しております。

次に、150、151ページをお願いいたします。4目観光費の中で国民宿舎壱岐島荘耐震補強及びリニューアル工事並びに備品購入等に係る経費として1億6,951万7,000円を予算計上いたしております。

次に、154、155ページをお願いいたします。7款土木費1項土木管理費1目土木総務費13節委託料は、2年に1度行っている道路台帳補正業務委託経費を800万円計上いたしております。

次に、158、159ページをお願いいたします。2項道路橋梁費3目道路橋梁新設改良費は道路改良補助事業で、八幡芦辺線、住吉湯本線、新郷ノ浦港線、これは常盤橋でございますけれども、3路線事業で1億6,999万4,000円、単独事業で片原梅津線の排水整備、柳川楠線ほか3路線の改良事業、亀川地区建物解体1棟、竹内線ほか1路線の測量設計で4,259万1,000円、起債事業で角野田線ほか9路線の道路改良事業などに係る経費を1億9,889万4,000円予算計上いたしております。

次に、160、161ページをお願いいたします。3項河川費で準用河川町谷川改修工事及び急傾斜地崩壊対策事業で石田町白水地区ほか2地区と急傾斜地施設調査点検業務10カ所を計上いたしております。

次に、168、169ページをお願いいたします。7項住宅費1目住宅管理費13節委託料及び15節の工事請負費は、芦辺町桜木団地の完成に伴い大久保団地の4棟16戸の解体に係る設計管理と工事経費であり、あわせて1,280万円を予算計上いたしております。

また、18節備品購入費は、公営住宅の消火器整備に係る経費で350本分を計上いたしております。その財源として公営住宅火災共済助成金を充当しております。

2目住宅建設費13節委託料は、住宅長寿命化マスタープラン作成業務委託経費として

300万円を予算計上いたしております。

次に、172から175ページをお願いいたします。8款消防費1項消防費2目非常備消防費の消防団運営費として8,526万2,000円、消防ポンプ操法大会経費として1,202万3,000円を予算計上いたしております。

次に、176、177ページをお願いします。5目災害対策費13節委託料の地域防災計画策定業務、これは見直しでございますが、その経費として500万円を計上いたしております。

次に、184、185ページをお願いいたします。9款教育費2項小学校費1目学校管理費13節委託料の校舎等耐震補強工事設計業務1校、石田小学校、屋内運動場耐震補強工事設計業務4校、盈科小学校、渡良小学校、勝本小学校、霞翠小学校の経費として1,557万5,000円を予算計上いたしております。

また、15節工事請負費に校舎耐震補強及び改修工事費、沼津小学校、勝本小学校、1億250万円を予算計上いたしております。

次に、188、189ページをお願いいたします。3項中学校費1目学校管理費13節委託料の屋内運動場耐震補強工事設計業務、勝本中学校の経費として320万2,000円を計上いたしております。

続きまして、196、197ページをお願いいたします。5項社会教育費2目青少年育成費19節負担金補助及び交付金の日本の宝「しま」体感交流事業は県内の小学4年生から中学3年生までを対象に県特有の「しま」の魅力を経験する活動を実施し、交流人口の拡大を図るため300万円を予算計上いたしております。

その財源として、県補助金として事業費3分の2、200万円を充当いたしております。

続きまして、208、209ページをお願いいたします。6項保健体育費1目保健体育総務費の中の第69回国民体育大会推進費として1億4,980万6,000円を計上いたしております。国民体育大会ぎ西市実行委員会補助金、これは国体広報業務・開催競技実施設計業務となっております。大谷公園ソフトボール専用球場やふれあい広場多目的グラウンドの整備に要する経費として予算を計上いたしております。

次に、214、215ページをお願いいたします。11款公債費で銀行等引受債のうち臨時財政対策債1件、4億8,700万円の地方債繰り上げ償還を予算計上いたしております。

次に、218ページをお願いいたします。給与費明細費、1、特別職の前年度比較で職員数のその他の区分での人員の主な増は、換地業務調査員の増で、報酬の主な増は嘱託職員の増によるものであります。共済費の減は、議員共済の負担率によるものであります。

続きまして、219ページをお願いいたします。2、一般職の給料、職員手当、共済費の減は退職27名に対し採用17名による職員給与額の減少に伴うものであります。

債務負担行為に関する調書は224ページから233ページに記載のとおりでございます。

地方債に関する調書は最後の234ページに記載のとおりで、平成24年度末地方債現在高見込み額は290億8,358万7,000円であります。

当初予算概要を資料3で、平成24年度吉崎市各会計当初予算額、一般会計款別集計表、歳出予算の性質別総括表、予算の主要事業等については財源内訳を記載しております。

次に、基金の状況、地方債の状況に関する調書を記載いたしております。

以上で、議案第39号平成24年度吉崎市一般会計予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 登壇〕

保健環境部長（山口 壽美君） 議案第40号平成24年度吉崎市国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成24年度吉崎市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億148万7,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,709万9,000円と定める。2項については、記載のとおりでございます。

一時借入金、2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

3条については、記載のとおりでございます。

行政報告で申し上げましたが、予算書の説明に入ります前に、国民健康保険事業特別会計の近年の現状についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、景気の低迷等により世帯所得を比較してみますと、平成18年度119億円が平成23年度は73億8,000万円と大幅に減少しております。特に営業所得、農業所得の事業所得の世帯の落ち込みが顕著でございます。このような状況下で、平成19年度に11億2,000万円程度あった国保税の調定額が23年度においては8億5,000万円に低下しております。

こうした中で、各年度の決算においては歳入不足は基金からの繰り入れで賄ってまいりました。基金も23年度末でほぼ枯渇する状況となっております。

そこで24年度につきましては、保険税につきましては被保険者の皆様にはご負担をお願いしなければなりません。改定率につきましては、23年度分の申告が終了し、所得が確定した後に税率を改定する予定でございます。しかし、全額税となりますと相当な負担増になりますので、初

めて一般会計から2億円を法定外繰り入れとして特別に繰り入れをし、予算を編成しているところでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

この国保会計につきましては、全国的に財政悪化が進んでおり、国保制度改革が待たなしの厳しい状態になっております。また、歳出ですが、医療費は高齢化の進展に伴い1人当たりの医療費は若干の増加があるものの総医療費は横ばいの状況でございます。しかしながら、後期高齢者医療への支援金、介護保険納付金については増加している状況でございます。市といたしましては、さらなる特定健診、特定保健指導の推進、健康教室を開催し、病気の重症化防止に努めなければならないと思っておりますので、市民皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、8ページ、9ページをお開きください。歳入でございます。歳入について説明させていただきます。

1款1項でございますが、1目一般被保険者健康保険税8億3,570万8,000円でございます。2目退職被保険者等健康保険税8,464万7,000円を計上いたしております。現年度課税分で約4,000万円の増を予算を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開きください。4款1項国庫負担金1目療養給付費等負担金につきましては8億8,244万円を見込んでおります。4款の2項国庫補助金1目財政調整交付金につきましては4億7,888万7,000円を見込んでおります。

12ページ、13ページをお開きください。5款2項の県補助金でございますが、財政調整交付金を2億2,971万2,000円を見込んでおります。

6款1項療養給付費交付金ですが、退職者医療費交付金といたしまして2億1,871万2,000円を見込んでおります。

7款1項前期高齢者交付金ですが、7億1,603万円を見込んでおります。

8款の1項共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金でございますが、これにつきましては1件あたり80万円を超える分を2目の保険財政共同安定化事業交付金は1件あたり30万円を超え80万円までに対して県国保連合会からそれぞれ被保険者数給付実績に基づいて交付されることになっております。

10款1項一般会計繰入金につきましては12ページから14ページに計上いたしております。繰り入れ給付に基づいた法定分を2億5,172万3,000円、法定外繰り入れといたしまして、先ほど説明いたしました2億円と乳幼児福祉医療現物給付分の国庫補助減収分を含めて2億376万円を計上いたしております。

続きまして、18ページ、19ページをお願いします。歳出についてご説明申し上げます。

1款1項総務管理費ですが、これにつきましては事務的経費を計上いたしております。

20ページ、21ページをお開きください。下段の2款1項療養諸費1目一般被保険者療養給

付費は前年と同額の24億6,000万円を計上いたしております。

22、23ページをお開きください。2款2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費3億4,800万円を計上いたしております。

2款4項出産育児一時金ですが、これにつきましては42万円の60人分を計上いたしております。

24ページ、25ページをお開きください。3款から6款につきましてはそれぞれ現時点で国が示した算定方法に基づいて計算をして計上いたしております。

3款1項後期高齢者支援金等ですが、5億4,024万3,000円で1人あたり4万9,497円が示され、昨年度より2,609円増加しております。

それから、6款1項介護納付金につきましては、40歳から64歳までの方の負担分で2億6,225万9,000円で、1人当たり5万6,400円が示され、昨年度より2,200円増加しております。

7款1項2目の保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、これは30万円から80万円が基本となっております、本年度は5億4,245万4,000円を計上いたしております。

26ページから29ページは、8款保健事業費特定健康診査等事業費を計上いたしております。本年度は受診率65%が目標でございます。

32ページをお開きください。給与費明細費でございますが、これはレセプト点検職員2名分、運営協議会委員報酬12名分に係るものでございまして、内容は記載のとおりでございます。

34ページをお開きください。34ページから45ページですが、これにつきましては、診療施設勘定の予算を計上いたしております。

以上で、議案第40号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第41号平成24年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成24年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億659万4,000円と定める。2項につきましては、記載のとおりでございます。

本日提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料につきまして、平成20年度4月の制度発足時から23年度までは一律で所得割7.8%、均等割4万2,400円で経過しておりましたが、医療給付費の増により保険料率の改定が必要となり、改定後の保険料、所得割が8.23%、0.4%の増、均等割が4万4,600円、2,200円の増となり、昨年度より401万6,000円の1億5,969万3,000円を計上

いたしております。

4款1項の一般会計繰入金ですが、一般事務費と広域連合に納める事務費と保険基盤安定分の繰入金をあわせて1億4,439万2,000円を計上いたしております。

12ページ、13ページをお開きください。歳出でございますが、1款1項総務管理費は事務的な経費を計上いたしております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして2億9,642万8,000円を計上いたしております。内訳といたしまして、保険料分が1億5,956万8,000円、保険基盤安定分が1億2,379万5,000円、共通経費等事務負担分が1,306万5,000円となっております。

これで、議案第41号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第42号平成24年度吉崎市介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成24年度吉崎市介護保険事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億7,231万2,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,024万2,000円と定める。2項につきましては、記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額は、2億円と定める。

3条につきましては、記載のとおりでございます。

本日提出でございます。

8ページ、9ページをお開きください。歳入につきましてご説明申し上げます。

1款1項につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして特別徴収、普通徴収、滞納繰越分あわせて4億5,804万6,000円を計上いたしております。昨年より6,776万2,000円増加しております。これにつきましては、議案第14号でご説明いたしました介護保険料アップによるものでございます。

3款1項国庫負担金は歳出の介護サービス諸費に対応するもので5億927万4,000円を計上いたしております。

3款の2項、国庫補助金の1目の調整交付金でございますが、2億6,284万1,000円とし、通常は交付率5%のところですが、格差是正、後期高齢者の加入割合等で本年は9.29%の額を計上いたしております。

4款1項支払基金交付金でございますが、これにつきましては、支払基金から交付されるものでございます。本年度の交付率は29%となっております。8億2,049万7,000円を計

上いたしております。

5款1項県負担金1目介護給付費負担金につきましては、施設分が17.5%、在宅分が12.5%の負担となっております、4億1,024万8,000円を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開きください。5款2項財政安定化基金支出金は、第5期の介護保険料の増加の抑制の目的で設置された長崎県介護保険財政安定化基金交付金を計上いたしております。

7款1項一般会計繰入金でございますが、これにつきましては介護給付費、介護予防費、それから包括入分、それと事務費といたしましてそれぞれの一定のルールに基づいて繰り入れをいたしております。4億3,265万6,000円を計上いたしております。

7款2項の基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金と計上いたしておりますが、これは平成23年の決算前の予算編成で、現在では県下の説明では困難な状況でございます。

14ページ、15ページをお願いします。歳出でございますが、下段の1款3項介護認定審査会費でございますが、これにつきましては14ページから17ページに記載しておりますが、審査会費並びに認定調査に係る経費を計上いたしております。

16ページ、17ページをお願いします。下段の2款介護給付費1項介護サービス諸費として27億7,032万円を計上いたしております。

次に、18ページ、19ページをお願いします。2款3項高額介護サービス費5,520万円を計上いたしております。

3款1項介護予防事業費といたしまして5,655万2,000円を計上いたしております。要介護にならないようにするための事業でございます、介護予防事業、2次予防通所事業などを行うものでございます。

20ページから21ページをお願いします。3款2項包括的支援事業、任意事業でございますが、これは介護相談、家庭訪問、訪問指導等で4,249万4,000円を計上いたしております。

13節の委託料ですが、相談事業につきましては、社会福祉協議会へ委託いたしております。

19節の介護用品代助成金は、おむつ代助成金を計上いたしております。

次に、36ページ、37ページをお願いします。介護サービス事業勘定の歳入についてご説明いたします。要支援1と2と認定された方へのケアプラン作成に関するものでございます。居宅支援サービス計画費収入といたしまして2,419万9,000円を計上いたしております。

2款1項繰入金一般会計繰入金ですが、嘱託職員人件費相当を繰り入れていただいております。

38ページ、39ページをお開きください。歳出の1款1項総務管理費は事務的な経費でございます。2款1項居宅介護支援事業費は現在介護支援専門員の派遣を社協からいただいておりますので、その分の予算を計上いたしております。

以上で議案第40号から42号についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤建設部長。

〔建設部長（後藤 満雄君） 登壇〕

建設部長（後藤 満雄君） 議案第43号平成24年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成24年度壱岐市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億9,596万5,000円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3億円と定める。

本日の提出でございます。

4ページをお開きを願います。第2表地方債でございますが、簡易水道事業債、限度額を7,000万円といたしております。

8ページをお開きを願います。事項別明細書の歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項の負担金でございますが、新規加入者を合計50件分予定をいたしております、208万円を予定をいたしております。

2款の使用料及び手数料1項の使用料1目簡易水道使用料でございますが、現年度分を4億180万円、それから過年度滞納分といたしまして350万円を予定をいたしております。

続きまして、3款の国庫支出金1項の国庫補助金1目の衛生費国庫補助金でございますが、これは本年度、23年度と同様、湯本地区の簡水と石田地区の簡水事業費が合計2億8,000万円でございますが、2分の1の補助額1億4,000万円を計上いたしております。

4款の繰入金でございますが、一般会計から2億6,900万5,000円を繰り入れる予定でございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開きを願います。6款の諸収入1目の雑入でございますが、これは八幡芦辺線ほか9線の工事、管の移転補償金でございます、890万2,000円を雑入で計上いたす予定であります。

続きまして、12ページ、13ページをお開きを願います。3の歳出、1款総務費1項の総務

管理費 1 目一般管理費でございますが、13 節の委託料が昨年より 500 万円ほど増額をいたしております。これはその委託料の 2 番目にあります資産台帳作成業務 500 万円を計上いたしておりますが、平成 28 年度に上水と簡水が統合をする計画をいたしておるわけでございます。これに伴いまして、本年から 3 カ年をかけまして簡水の試算の台帳を作成をするというがために計上させていただいております。

次の 14、15 ページをお開きを願います。2 目の施設管理費工事請負費でございますが、昨年より約 1 億 1,200 万円ほど減っております。これは、水道施設の改修費、あるいは布設がえの補償、量水器の取りかえ等々で 1,334 万 7,000 円を計上いたしております。

それから、次の 16、17 ページをお開きを願います。2 款の施設整備費、1 項の簡易水道施設整備費、1 目の簡易水道施設整備事業費でございますが、13 節の委託料が昨年より 1,340 万 5,000 円ほど増えておりまして、本年度は 3,703 万円を予定をいたしております。これは、湯本、石田地区の簡水の設計の分でございます。

また、15 節の工事請負費につきましては、昨年より 1,047 万 1,000 円を減額いたしております。同じく湯本と石田の分でございますが、2 億 5,701 万 5,000 円の工事請負費を計上いたしております。

続きまして 19 ページをお開きを願います。給与明細費でございます。19 ページから 23 ページまででございます。24 ページにつきましては、地方債の平成 25 年度末の予定額 34 億 4,941 万 5,000 円を計上、起債をいたしております。

以上で、議案第 43 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 44 号平成 24 年度吉崎市下水道事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

平成 24 年度吉崎市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 198 万 5,000 円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

債務負担行為につきましては記載のとおりでございます。

地方債につきましても記載のとおりでございます。

一時借入金、第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定により、一時借入金の借入れの最高額は 3 億円と定める。

歳出予算の流用は起債のとおりでございます。

本日の提出でございます。

続きまして、4 ページ、5 ページをお開きを願います。4 ページ、第 2 表の債務負担行為で

ざいますが、水洗便所の改造資金にかかる金融機関からの損失補償といたしまして、金融機関から借りた融資額の全部、それから利子補給、その利子補給の分、借入総額2,100万円を予定いたしておりますが、これの限度額1,100万2,000円と定めております。5ページにつきましては、地方債掲載をいたしております下水道事業債といたしまして、限度額4,820万円といたしております。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願います。歳入の明細でございます。2款の使用料及び手数料、1項使用料、1目の下水道使用料でございますが、現年度分といたしまして4,105万8,000円を予定をいたしております。

3款の国庫支出金でございます。1目の土木費補助金でございますが、都市計画費補助金といたしまして5,500万円を予定をいたしております。

4款の県支出金でございます。1目の漁業集落排水整備事業費補助金でございますが、3,180万円を予定をいたしております。

続きまして、12、13ページをお開きを願います。8款の市債でございますが、公共下水道分が3,540万円と漁集の分が1,280万円で、合計4,820万円を予定をいたしております。

次のページをお開き願います。3の歳出でございますが、1項の管理費、2目の施設管理費でございますが、13節の委託費で昨年より291万6,000円減額をいたしまして2,034万5,000円を予定いたしております。これは、汚泥収集運搬分が昨年よりも島内にその施設ができましたために、減額をいたしておるところでございます。

続きまして、次の16、17ページをお開きを願います。2項の施設整備費、1目の施設整備費でございますが、同じく委託費が昨年より120万円減額いたしまして3,080万円といたしております。これは、測定の予算が昨年よりも減額となったわけでございますが、本年度は片原、永田地区の污水管の埋設に伴う測量設計3,800メートルほどを予定をいたしておるところでございます。

15節の工事請負費でございますが、これは昨年より5,072万5,000円ほど減額となりまして、1億195万円といたしております。

これは、亀川地区の雨水渠23年度に完成をいたしますために大幅な減額といたしているところでございます。

次の、18、19ページをお開き願います。2款の漁業集落排水整備事業、1項の管理費、1目の一般管理費でございますが、19節負担金補助及び交付金に1,636万円計上いたしております。主なものといたしましては、下水道加入に伴います補助金が1,600万円ほど計上いたしておるところでございます。

また、2目の施設管理費につきましては、次の20、21ページをお開き願いたいと思っております。委託料で1,504万7,000円計上いたしております。

芦辺の浄化センターの汚泥の分析を23年度に計上いたしておりましたが、23年度は実施をせず24年度で実施をいたすようにいたしております。そのために52万5,000円ほど計上をいたしておるところでございます。

あと、山崎と瀬戸地区の管理業務を1,400万円で計上いたしております。

また、18の備品購入費につきましては、芦辺浄化センターのコンポスト用の赤外線水分器の購入を予定をいたしております。

それから、2項の施設管理費、1目の施設管理費でございますが、13節の委託料が昨年より5,350万円増えまして5,360万円で予定をいたしております。これは漁業集落環境整備事業の芦辺の漁集の芦辺地区を平成24年度に計画をいたしておるがための測量設計費でございます。

6月ごろ事業計画して事業評価があるわけでございますが、その結果、9月ごろ事業の採択が判明する予定となっております。

続きまして、22、23ページをお開き願います。地方債、3項の公債費で元金に対します分が2,029万9,000円、利息に対しますものが1,510万2,000円計上いたしているところでございます。

25ページから29ページにつきましては、給与費明細費を掲載をいたしております。また、30ページにつきましては、債務負担行為の限度額を掲載をいたしております。

32ページにつきましては、地方債の年度末、来年度末の予定を掲載をいたしているところでございます。

以上で、議案第44号に关します説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

〔建設部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を15時40分といたします。

午後3時28分休憩

.....
午後3時40分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。山内市民部長。

〔市民部長（山内 達君） 登壇〕

市民部長（山内 達君） 議案第45号平成24年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計

予算についてご説明いたします。

平成24年度苓岐市の特別養護老人ホーム事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億5,321万4,000円と定める。2項は記載のとおりでございます。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

第3条は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

次に、8ページをお願いいたします。歳入関係でございますけれども、介護サービス費の介護保険料などの収入、それから、次の2目については施設入所者の利用負担金でございます。

次に、12ページをお願いいたします。歳出関係でございますけれども、当初予算では施設の運営に必要な経常経費が主なものとなっております。その中で、次に16ページをお開きを願います。1款1項14節の物品借上料でございますけれども、寝具類のリース料の経費、それから18節の備品購入費でございますけれども、介護度の高い方に使用するリクライニング車いす、それから寝具類の運搬車の購入予算を計上いたしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

〔市民部長（山内 達君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第46号平成24年度苓岐市三島航路事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成24年度苓岐市の三島航路事業特別会計予算は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,122万4,000円と定める。2項は、記載のとおりでございます。

第2条一時借入金、一時借入金の借入れ最高額は、5,000万円と定める。

本日の提出でございます。

8ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。1款使用料及び手数料1項使用料1目船舶使用料でございますけれども、本年度は2,493万7,000円を計上いたしております。これは、利用者が年々減少している傾向にございます。

それから、2款国庫支出金につきましては、制度改正のため国、県の補助金が一括して交付されることになり、6,234万934円の補助額の内定を受けておりますので、増加しております。

3 款県支出金につきましては、これまで当該年度の補助金額を翌年度の収入として計上しておりました関係上、平成 2 4 年度も同様の取り扱いとしております。

なお、国、県の補助金が一括交付となりましたので、県支出金は平成 2 4 年度の予算計上が最後ということになります。

4 款繰入金一般会計からの繰入金は国、県の補助残及び補助対象外について計上しております。

1 0 ページをお開き願います。歳出についてご説明申し上げます。1 款運航費 1 項運航管理費の一般管理費でございますけれども、これにつきましては、経常的な経費でございます。本年度は、船員関係では、1 節報酬のところでは嘱託職員 3 人を、2 節の給与のところでは海事職員 4 人を計上いたしております。

次に、1 2 ページをお願いいたします。2 7 節公課費 7 0 万円でございますが、これは消費税納付金でございます、簡易課税に基づくものでございます。

2 目業務管理費でございますが、これも経常的なものでございます。

1 1 節需用費の修繕料 2, 1 8 0 万 6, 0 0 0 円でございますが、これは定期検査とドックに係る修繕料でございます。

それから、1 4 節使用料及び賃借料でございますけれども、これはドック検査に入ったときに係る臨時船の用船料でございます。

それから、2 款公債費でございますけれども、これは平成 1 4 年度に建造いたしましたフェリー三島の分、そして原島の待合所に係る公債費の償還分でございます。

1 5 ページから 1 9 ページにかけましては給与明細書でございます。2 0 ページをお開き願います。最後のページには地方債への当該年度未残高の見込み額でございますけれども、3, 9 3 9 万 9, 0 0 0 円となっております。

以上で、議案第 4 6 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 桝崎農林水産部長。

〔農林水産部長（桝崎 文雄君） 登壇〕

農林水産部長（桝崎 文雄君） 議案第 4 7 号平成 2 4 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成 2 4 年度壱岐市の農業機械銀行特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 1, 2 6 0 万円と定める。2 項については、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8 ページ、9 ページをお開き願います。歳入でございます。1 款使用料及び手数料 1 項使用料

1目使用料でございます。本年度予算額といたしまして、8,000万6,000円でございます。対前年度と比較いたしまして319万5,000円減額となっております。これは、平成23年度の決算見込み額により減額をした予算を計上いたしております。

それから、3款の繰入金でございます。1目の一般会計繰入金、本年度予算額で568万円、対前年度と比較いたしまして364万7,000円の減額でございます。これは、平成23年度柳田事務所の増築工事に対する一般会計からの繰入金の分でございますが、これが本年度は減額となっております。

それから、同じく3款の繰入金で、減価償却基金の繰入金でございます。減額の371万1,000円でございます。これは、平成24年度は備品の購入計画がございませんので、基金からの繰入金は計上をいたしておりません。

続きまして、10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。5款の諸収入でございます。1目の受託事業収入でございます。本年度予算額として2,665万2,000円を計上いたしております。これも23年度の決算見込み額によって計上いたしております。

それから、12ページ、13ページをお開き願います。歳出でございます。1項総務管理費1目一般管理費でございます。本年度予算額といたしまして1億1,254万9,000円でございます。対前年度と比較いたしまして1,046万7,000円の減額となっております。

主なものは、平成23年度柳田事務所の増築工事に伴う工事費と設計委託料が計上をされておりましたが、本年度はこの分が減額となっております。

また、27節の公課費でございますけれども、消費税の納付金を前々年度の事業費収入実績によりまして減額をいたしております。

あわせて、事務的な経費についても節減をする予算で計上をいたしております。

以上で、議案第47号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（桝崎 文雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 久田病院部長。

〔副市長兼病院部長（久田 賢一君） 登壇〕

副市長兼病院部長（久田 賢一君） 議案第48号平成24年度吉岐市病院事業会計予算についてご説明いたします。

第1条、平成24年度吉岐市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条は、業務の予定量について定めております。記載のとおりでございますが、本年度は精神科の休床に伴いまして入院患者の減を見込んでおります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。次のページをお開き願います。収入で、第1款吉岐市民病院事業収益は、23億8,865万3,000円。第2款のかたばる病

院事業収益は、3億7,464万1,000円となっております。

支出で、第1款の苓岐市民病院事業費用は、24億9,188万円、第2款のかたばる病院事業費用は、3億9,773万1,000円で、市民病院が1億322万7,000円の赤字、かたばる病院も2,309万円の赤字予算で計上させていただいております。

苓岐市民病院の収支の改善計画につきましては現在作成をいたしております、所管の委員会でご説明をいたしたいと思っております。

かたばる病院の赤字につきましては、前年度の繰り越し利益剰余金にて補てんをさせていただきたいと思っております。

第4条資本的収入及び支出で、苓岐市民病院において資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,626万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたします。かたばる病院においては資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額128万5,000円は過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたします。

収入ですが、第1款の苓岐市民病院資本的収入1億9,267万1,000円、第2款かたばる病院資本的収入が1,000円でございます。

支出は、第1款の苓岐市民病院資本的支出が2億4,893万5,000円、第2款のかたばる病院資本的支出が128万6,000円でございます。

第5条の企業債から第10条につきましては起債のとおりでございます。

次に、6ページをお開き願います。平成24年度苓岐市病院事業苓岐市民病院会計の収益的収入及び支出でございます。収入の第1款苓岐市民病院事業収益23億8,865万3,000円で、前年比7,935万7,000円の減となっております。これは、精神科の休床のために入院患者の減によるものでございます。

2目の医業外収益4億4,237万7,000円、3,305万7,000円の前年比の増でございますが、増の要因でございますが、一般会計からの負担金の増額によるものでございます。

次に、7ページの支出でございます。1款の苓岐市民病院事業費用24億9,188万円、前年比の1億3,540万7,000円の減となっております。

主な要因は、正規職員、それから嘱託職員、臨時職員の減によるものでございます。

また、3目の経費の中で、本年度から1業務を外部委託をするように委託料を計上をいたしております。

次に、9ページをお開き願います。資本的収入及び支出で、収入の3目の企業債、それから4目の長期借入金につきましては、医療器械の購入費、それから精神科の改修費用分の企業債、一般会計からの借入金でございます。

次に、10ページをお開き願います。支出で1目の固定資産購入費は婦人科超音波画像診断装

置、それから特殊浴槽などの機械備品購入費を計上いたしております。

3目の施設整備事業費は、精神科改修工事費と設計管理委託料を計上いたしております。

次に、24ページをお開き願います。かたばる病院会計の収益的収入及び支出の収入でございます。かたばる病院事業収益3億7,464万1,000円、前年比の1,476万8,000円で計上いたしております。

これは入院収益につきまして、前年度の実績を考慮いたしまして増額をいたしております。

次に、25ページの支出でございます。3億9,773万1,000円で、前年比の546万8,000円の増となっております。増の要因でございますが、薬品費、診療材料費の増を見込んでおります。これは医療収益の増に伴うものでございます。

次に、27ページをお開き願います。資本的収入及び支出の支出でございますが、固定資産購入費128万6,000円、これは本年4月から勤務をしていただく先生が皮膚科の専門医ということで、顕微鏡の購入費を計上させていただいております。

以上で説明を終わります。よろしく願います。

〔副市長兼病院部長（久田 賢一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 後藤建設部長。

〔建設部長（後藤 満雄君） 登壇〕

建設部長（後藤 満雄君） 議案第49号平成24年度壱岐市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

第1条、平成24年度壱岐市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、記載のとおりでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。

収入、第1款水道事業収益でございますが、1億6,090万8,000円。支出でございます。第1款の水道事業費用でございますが、1億5,046万3,000円であります。

第4条資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,023万7,000円は、当年度の消費税資本的収支調整額700万9,000円、当年度分損益勘定留保資金6,480万9,000円、減債積立金1,304万7,000円及び建設改良積立金7,537万2,000円で補てんするものとする。

次のページをお開きを願います。収入としまして、資本的収入で214万8,000円、支出の資本的支出といたしまして1億6,238万5,000円といたしております。

第5条から第7条につきましては、起債のとおりでございます。

本日の提出でございます。

4ページをお開きを願います。予算の実施計画書を4ページ、5ページに掲載をいたしております。また、6ページをお開き願います。資金計画書につきまして掲載をいたしておるところでございます。7ページにつきましては、職員の給与費明細書を9ページまで掲載をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。平成25年3月31日の予定の貸借対照表を掲載を10ページ、11ページに掲載いたしております。

また、12ページ、13ページにつきましては、本年の3月31日の決算見込みの貸借対照表を記載をいたしております。

14ページにつきましては、損益計算書、本年の3月31日までの損益計算書を記載をいたしておるところでございます。

16ページ、17ページをお開きを願います。収益的収入及び支出の収入、1款の水道事業収益、1項の営業収益でございますが、1億5,600万円の水道、現年度分の収入を予定をいたしておるところでございます。

また、2項の営業外収益といたしましては、消費税還付が228万1,000円を予定をいたしておるところでございます。

18ページ、19ページをお開きを願います。支出につきましては、1款の水道事業費用の6節の動力費が電気料といたしまして昨年より120万円ほど減額をいたしておりますが、2,400万円を計画をいたしておるところでございます。

20ページ、21ページをお開きを願います。5節の委託料でございます。本年は747万2,000円を予定いたしております。昨年より310万1,000円ほど多いわけでございますが、特筆をすべきところといたしましては、非常に漏水量が多い状況でございますので、本年度は漏水調査を300万円で新たに計画をいたしているところでございます。

また、6節の修繕費につきましては、昨年より170万2,000円を多く計上いたしまして1,189万8,000円を予定いたしておりますが、これは量水器の取りかえが昨年よりも多いがために増額をいたしておるところでございます。

24ページ、25ページをお開きを願います。5目の資産減耗費でございますが、これは、鹿ノ辻の配水池、あるいは麦谷の中継ポンプ場の関係で、昨年よりも776万3,000円多うございまして、本年776万4,000円を計上いたしておるところでございます。

28、29ページをお開きを願います。資本的収入及び支出の収入でございますが、他会計からの繰入金で214万8,000円を計上いたしておりますと同時に、昨年は排水管の移転補償工事が215万円あったわけですが、本年度は計上はいたしておらないがために減額となっております。

次の30ページ、31ページをお開き願います。支出の1款の資本的支出でございますが、工事請負、1項の建設改良費の1節工事請負費でございますが、昨年より760万8,000円多い3,441万6,000円を予定をいたしております。これは、大谷線を初め4路線の配管外工事と、それから市道の舗装工事を予定をいたしておるところでございます。

それから、3目の排水設備拡張工事につきましては、昨年より293万2,000円減額をいたして892万5,000円を計上いたしておるところでございます。本年度は武生水系それから東系の電気計装設備の事業を、工事を予定をしておるがための委託設計分でございます。

また、2節の工事請負費につきましては、9,996万円を計上いたしております。武生水系の電気施設の工事、あるいは監視設備、送水設備の工事を本年は行う予定でございます。

以上で議案第49号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔建設部長（後藤 満雄君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これで、市長提出議案についての説明を終わります。

・ ・

議長（市山 繁君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は3月5日月曜日午前10時から開きます。本日はこれで散会いたします。お疲れさんでした。

午後4時06分散会